

No	項目名	課名	ページ
1	財政カード(5年間)	財政課	1-10
2	時間外勤務手当(3年間)	人事課	11
3	正規職員、嘱託職員、臨時職員数の推移(市長部局・水道局・病院局ごと)(5年間)	人事課	12
4	基金残高(5年間)	財政課	13
5	地方債残高(5年間)	財政課	14
6	債務負担行為目的別残高(5年間)	財政課	15
7	会計ごとの繰出金状況(5年間)	財政課	16
8	公債費(元金・利子)及び今後の地方債残高の見通し(5年間)	財政課	17
9	公有地の売却件数及び売却額(5年間)	財政課	18
10	委託料全体及び清掃、警備、設備保守委託料(5年間)	財政課	19
11	物件費のうち賃金推移(5年間)	財政課	20
12	法人住民税「資本金等の金額、従業員数」ランク別法人数(5年間)	税務課	21
13	市税項目別収納状況及び滞納状況(5年間)	税務課	22-23
14	教育費のうち建設費を除いた金額(5年間)	教育総務課	24
15	図書館及び学校図書館の図書購入費状況(5年間)	学校教育課、中央図書館、厚狭図書館	25
16	学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況	教育総務課	26
17	各学校別施設利用状況(有料、無料別・3年間)	教育総務課	27
18	就学援助利用者数、金額及び国の補助金額、交付税算入額(5年間)	学校教育課	28
19	教育委員会所管の各施設の利用状況(有料、無料別・3年間)	社会教育課	29
20	きらら交流館及びきららガラス未来館の収支状況	社会教育課、文化スポーツ推進課	30-31
21	いじめ件数及び不登校人数(小野田地区、山陽地区ごと・5年間)	学校教育課	32
22	工事種別入札状況(件数、予定価格、落札金額など)	監理室	33
23	放課後子ども教室推進事業の利用実績(3年間)	社会教育課	34
24	課長提案事業一覧(令和元年度に予算化された事業名、実施・未実施、担当課名)	企画課	35-37
25	家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(5年間)	環境課	38-42
26	資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)	環境課	43
27	障害者サービス利用人数及び市の負担額(5年間)	障害福祉課	44
28	成人病検診、ガン検診実施状況(5年間)	健康増進課	45
29	生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(5年間)	社会福祉課	46
30	児童虐待相談件数、保護件数、保護人数(5年間)	子育て支援課	47
31	児童クラブ別申込数、利用人数、定員(5年間)	子育て支援課	48
32	保育所保育料及び階層ごとの人数	子育て支援課	49
33	校区别寝たきり老人数及び緊急通報利用者数(5年間)	高齢福祉課	50
34	高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(5年間)	高齢福祉課	51
35	ファミリーサポートセンターの利用実績(3年間)	子育て支援課	52

No	項目名	課名	ページ
36	DV関連相談件数(5年間)	市民活動推進課	53
37	中央福祉センター及び児童館の指定管理者委託料並びに児童クラブの保育業務委託料の内訳	社会福祉課、子育て支援課	54-148
38	制度別融資利用状況、各年度返済額、未収発生額(5年間)	商工労働課	149
39	農業従事者数、耕作面積、耕作放棄地の面積(5年間)	農林水産課	150-151
40	漁協別漁業水揚げ額、漁業従事者数(5年間)	農林水産課	152
41	工事別県事業負担金(5年間)	農林水産課、土木課、都市計画課	153-155
42	市内バス路線の利用状況及び補助金額	商工労働課	156
43	小規模土地改良事業の申請件数、実施件数、工事額、地元負担金額及び繰越件数(5年間)	農林水産課	157
44	小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)	土木課	158
45	有帆緑地の借入金返済状況(5年間)	都市計画課	159
46	市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)	建築住宅課	160
47	市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)	建築住宅課	160
48	市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数	建築住宅課	160
49	有料公園施設別の利用状況及び収入額(5年間)	都市計画課	161
50	公園維持管理料委託料(5年間)	都市計画課	161
51	下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額(5年間)	下水道課	162
52	港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)	土木課	163
53	住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)	建築住宅課	164
54	木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)	建築住宅課	164
55	工場設置奨励金の利用実績(3年間)	商工労働課	165
56	各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)	建築住宅課	166
57	令和元年度一般会計における修繕料(50万円以上)	財政課	167
58	市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料	財政課	168
59	借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書	子育て支援課、農林水産課、都市計画課、建築住宅課、教育総務課、社会教育課	169-191

平成27年度
決算状況

都道府県名	山口県	コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2
		ふりがな	さんようおのだし	27年度交付税 種地区分	Ⅰ-3
		市町村名	山陽小野田市		

人 口			人口集中 地区人口	産 業 構 造				
				区 分	第一 次	第二 次	第三 次	
国勢 調査	平成22年	64,550	18,881	就業人口	平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	平成17年	66,261	19,429		平成17年国勢調査	1,367 4.4%	10,593 33.9%	19,091 61.1%
	増減率(%)	△ 2.6	△ 2.8					
住民 基本 台帳	H28.3.31	64,100		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H27.3.31	64,433		基準財政収入額		8,073,771	財政再建	産 炭
面積(km ²)	133.09	基準財政需要額		11,958,136	不交付	過 疎		
人口密度(人/km ²)	485	標準財政規模		15,959,429	低開発	山 村		
区 分	平成27年度 (千円)	平成26年度 (千円)	財政力指数 (合算)	25年度	0.684	新 産 工 特		
1歳入総額	26,350,863	29,750,198		26年度	0.682	事務共同処理の状況		
2歳出総額	25,559,651	29,167,343		27年度	0.675	後期高齢医療	消防	
3歳入歳出差引額	791,212	582,855		3ヶ年平均	0.680	災害基金		
4翌年度繰越財源	15,392	48,683	実質収支比率	4.9	老人福祉施設			
5実質収支	775,820	534,172	公債費比率		自治会館管理			
6単年度収支	241,648	16,633	公債費負担比率	16.3	健全化判断比率(%)			
7積立金	963,574	794,214	起債制限比率		実質赤字比率	-		
8繰上償還金	0	0	積立金現在高	6,980,206	連結実質赤字比率	-		
9積立金取崩額	0	0	地方債現在高	29,128,942	実質公債費比率	11.6		
10実質単年度収支	1,205,222	810,847	債務負担行為額	2,837,392	将来負担比率	60.2		
特 別 職			事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)						
(H27.4.1現在)			病 院	有	88,891	640,907	255	
			上 水 道 (簡水含む)	有	180,310	19,236	55	
市 長	H17.3.22	909,000	工業用水道	有	38,442	840	9	
副 市 長	H17.3.22	740,000	国民健康 保 険	無	151,204	640,076	11	
教 育 長	H17.3.22	655,000	駐 車 場	無	17,924	0	0	
議 長	H17.3.22	460,000	介 護 保 険 (保険勘定)	無	170,623	835,971	31	
副 議 長	H17.3.22	402,000	後 期 高 齢 者 医 療	無	1,111	240,529	3	
議 員	H17.3.22	370,000	地 方 卸 売 場 市	無	150	9,961	0	
			下 水 道	無	3,720	1,005,500	15	
			農 業 集 落 水 排	無	102	60,600	0	
			小 型 自 動 車 競	無	△ 932,202	0	4	

市町村名		山陽小野田市		類型		II-2					
歳入				性質別歳出							
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)	
地方税	9,986,336	37.9	9,438,269	61.1	人件費	3,783,693	14.8	3,490,036	3,416,902	20.4	
地方譲与税	197,402	0.7	197,402	1.3	うち職員給	2,613,484	10.2	2,360,658	2,360,133	14.1	
利子割交付金	19,134	0.1	19,134	0.1	扶助費	6,031,112	23.6	1,816,223	1,816,223	10.9	
配当割交付金	41,486	0.2	41,486	0.3	公債費	3,243,479	12.7	3,088,197	3,088,197	18.5	
株式等譲渡所得割交付金	40,633	0.2	40,633	0.3	内訳	元利償還金	3,240,753	12.7	3,085,471	3,085,471	18.5
地方消費税	1,146,348	4.4	1,146,348	7.4		一時借入金利息	2,726	0.0	2,726	2,726	0.0
ゴルフ場利用税	68,075	0.3	68,075	0.4	(義務的経費計)		(13,058,284)	(51.1)	(8,394,456)	(8,321,322)	(49.8)
自動車取得税	40,395	0.2	40,395	0.3	物件費	2,970,619	11.6	2,368,824	2,171,266	13.0	
地方特例交付金	34,862	0.1	34,862	0.2	維持補修費	132,001	0.5	96,419	95,627	0.6	
地方交付税	5,076,905	19.3	4,379,390	28.4	補助費等	2,687,818	10.5	2,551,870	1,811,211	10.8	
内訳	普通交付税	4,379,390	16.6	4,379,390	28.4	積立金	1,056,894	4.1	1,051,425		
	特別交付税	697,515	2.6			投資及び出資金	924	0.0	124	0	0.0
交通安全対策特別交付金	7,585	0.0	7,585	0.0	貸付金	249,904	1.0	904	904	0.0	
分負担金	291,391	1.1	0	0.0	繰出金	3,647,491	14.3	3,174,545	2,983,191	17.9	
使用料	406,315	1.5	20,739	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
手数料	178,691	0.7	14,219	0.1	小計	23,803,935	93.1	17,638,567	15,383,521	92.1	
国庫支出金	3,517,139	13.3			投資的経費	1,755,716	6.9	532,612			
県支出金	1,643,675	6.2			うち人件費	35,066	0.1	35,066			
財産収入	45,782	0.2	0	0.0	普通建設事業費	1,729,517	6.8	525,640			
寄附金	7,683	0.0			内訳	補助事業	415,379	1.6	34,818		
繰入金	88,443	0.3				単独事業	1,188,486	4.7	470,650		
繰越金	582,855	2.2			県営事業負担金等	125,652	0.5	20,172			
諸収入	604,128	2.3	649	0.0	災害復旧事業費	26,199	0.1	6,972			
地方債	2,325,600	8.8			失業対策事業費	0	0.0	0			
合計	26,350,863	100.0	15,449,186	100.0	合計	25,559,651	100.0	18,171,179			
目的別歳出				適用税率の状況		徴収率(%)			経常合計		
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500		区分	現年課税分	滞納繰越分	合計	15,449,186	
議会費	226,602	0.9	226,602	市民税個人所得税税率 6.00%		市民税	99.0	34.0	96.7	18,962,391	
総務費	3,610,845	14.1	3,160,387	市民税法人均等割(円)		固定資産税	99.2	35.4	96.6		
民生費	9,714,187	38.0	4,728,862	1号 50,000	市民税合計	99.1	33.7	96.6			
衛生費	2,344,885	9.2	2,004,208	2号 120,000	市税					15,383,521	
労働費	51,242	0.2	44,381	3号 130,000	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超過課税分 収入済額 (千円)	
農林水産業費	416,306	1.6	269,982	4号 150,000	市民税(個人分)	2,765,044	27.7	0.6	2,730,068	0	
商工費	477,643	1.9	338,337	5号 160,000	市民税(法人分)	1,251,993	12.5	7.2	918,309	214,652	
土木費	2,056,377	8.0	1,617,678	6号 400,000	固定資産税	4,777,151	47.8	△2.5	4,630,508	0	
消防費	1,003,004	3.9	996,471	7号 410,000	軽自動車税	147,322	1.5	2.0	146,439	0	
教育費	2,388,882	9.4	1,689,102	8号 1,750,000	市たばこ税	490,425	4.9	△2.1	474,521		
災害復旧費	26,199	0.1	6,972	9号 3,000,000	特別土地保有税	0	0.0	-			
公債費	3,243,479	12.7	3,088,197	市民税法人税割	目的税	554,401	5.6	△3.0		0	
諸支出金	0	0.0	0	14.7% 平成26年10月以降開始事業年度 12.1%	入湯税	6,334	0.1	△3.4		0	
前年度繰上充用金	0	0.0	0	固定資産税	都市計画税	548,067	5.5	△3.0			
特別区調整納付金				1.40%	合計	9,986,336	100.0	△0.5	8,899,845	214,652	
合計	25,559,651	100.0	18,171,179								

平成28年度
決算状況

都道府県名	山口県	コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2
		ふりがな	さんようおのだし	28年度交付税 種地区分	Ⅰ-3
		市町村名	山陽小野田市		

人 口			人口集中 地区人口	産 業 構 造				
				区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平成22年	64,550	18,881		平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△2.9	△6.0					
住民基本台帳	H29.3.31	63,777		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H28.3.31	64,100		基準財政収入額		8,295,587	財政再建	産 炭
面積(km ²)	133.09			基準財政需要額		13,340,299	不交付	過 疎
人口密度(人/km ²)	471			標準財政規模		17,317,156	低開発	山 村
区 分	平成28年度 (千円)	平成27年度 (千円)		財政力指数 (合算)	26年度	0.682	新 産 工 特	
1歳入総額	31,105,337	26,350,863			27年度	0.675	事務共同処理の状況	
2歳出総額	30,683,450	25,559,651			28年度	0.622	後期高齢医療	常備消防
3歳入歳出差引額	421,887	791,212			3ヶ年平均	0.660	災害基金	非常勤公務 災害
4翌年度繰越財源	15,225	15,392		実質収支比率	2.3	老人福祉施設	交通災害共済	
5実質収支	406,662	775,820		公債費比率		自治会館管理		
6単年度収支	△369,158	241,648		公債費負担比率	15.3	健全化判断比率(%)		
7積立金	390,097	963,574		起債制限比率		実質赤字比率	-	
8繰上償還金	0	0		積立金現在高	8,667,493	連結実質赤字比率	-	
9積立金取崩額	0	0		地方債現在高	31,849,619	実質公債費比率	10.3	
10実質単年度収支	20,939	1,205,222		債務負担行為額	10,414,885	将来負担比率	55.0	
特 別 職				事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)
区 分 (H28.4.1現在)	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)		病 院	有	△170,534	465,901	259
市 長	H17.3.22	909,000		上 水 道 (簡水含む)	有	252,488	39,449	55
副市長	H17.3.22	740,000		工業用水道	有	39,895	240	9
教育長	H17.3.22	655,000		国民健康 保 険	無	282,435	623,171	12
議 長	H17.3.22	460,000		駐 車 場	無	8,149	0	0
副議長	H17.3.22	402,000		介護保険 (保険勘定)	無	164,814	840,612	35
議 員	H17.3.22	370,000		後期高齢者 医 療	無	506	250,265	2
				地方卸売 地 市	無	150	9,944	0
				下 水 道	無	12,495	1,026,000	17
				農業集落 排 水	無	117	58,100	0
				小型自動車 競 走	無	△1,087,757	0	4

市町村名		山陽小野田市		類型		II-2						
歳入				性質別歳出								
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)		
地方税	9,660,051	31.1	9,110,807	57.2	人件費	3,732,267	12.2	3,410,914	3,343,681	19.4		
地方譲与税	173,722	0.6	173,722	1.1	うち職員給	2,599,175	8.5	2,282,208	2,328,561	13.5		
利子割交付金	11,003	0.0	11,003	0.1	扶助費	6,153,094	20.0	1,717,579	1,717,426	10.0		
配当割交付金	24,754	0.1	24,754	0.2	公債費	3,120,687	10.2	2,973,137	2,972,437	17.3		
株式等譲渡所得割交付金	14,851	0.0	14,851	0.1	内訳	元利償還金	3,120,533	10.2	2,972,283	2,972,283	17.2	
地方消費税	1,029,185	3.3	1,029,185	6.5		一時借入金利子	154	0.0	154	154	0.0	
ゴルフ場利用税金	65,147	0.2	65,147	0.4	(義務的経費計)		(13,006,048)	(42.4)	(8,101,630)	(8,033,544)	(46.6)	
自動車取得税	34,471	0.1	34,471	0.2	物件費	3,093,862	10.1	2,462,645	2,128,437	12.4		
地方特例交付金	36,296	0.1	36,296	0.2	維持補修費	127,821	0.4	100,338	99,820	0.6		
地方交付税	6,038,041	19.5	5,378,416	33.8	補助費等	3,453,478	11.2	2,952,732	2,432,436	14.1		
内訳	普通交付税	5,378,416	17.4	5,378,416	33.8	積立金	1,781,784	5.8	1,472,914			
	特別交付税	659,625	2.1			投資及び出資金	23,482	0.1	82	0	0.0	
交通安全対策特別交付金	7,606	0.0	7,606	0.0	貸付金	127,646	0.4	646	646	0.0		
分担金及び負担金	285,449	0.9	0	0.0	繰出金	3,683,756	12.0	3,211,833	3,036,785	17.6		
使用料	404,939	1.3	21,101	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0				
手数料	152,572	0.5	13,602	0.1	小計	25,297,877	82.4	18,302,820	15,731,668	91.3		
国庫支出金	3,667,947	11.8			投資的経費	5,385,573	17.6	764,847		経常収支比率		
県支出金	1,675,477	5.4			うち人件費	81,107	0.3	81,107		(%)		
財産収入	89,162	0.3	0	0.0	普通建設事業費	5,340,508	17.3	762,319		91.3		
寄附金	41,683	0.1			内訳	補助事業	531,136	1.7	52,411		減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率	
繰入金	94,514	0.3				単独事業	4,673,789	15.2	664,686		(%)	
繰越金	791,212	2.5				県営事業等負担金等	135,583	0.4	45,222		98.8	
諸収入	1,232,622	4.0	65	0.0	災害復旧事業費	45,065	0.1	2,528				
地方債	5,574,633	17.9			失業対策事業費	0	0.0	0		歳入一般財源		
合計	31,105,337	100.0	15,921,026	100.0	合計	30,683,450	100.0	19,067,667		(千円)		
目的別歳出				適用税率の状況		徴収率(%)			経常		15,921,026	
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		区分	現年課税分	滞納繰越分	合計	合計		19,489,554
議会費	206,947	0.7	206,929	3,500		市民税	99.1	36.8	96.9	歳出充当一般財源		(千円)
総務費	2,840,325	9.3	2,501,454	市民税個人所得割税率		固定資産税	99.3	25.1	96.9	経常		15,731,668
民生費	10,011,477	32.6	4,817,540	6.00%		市税合計	99.2	30.8	96.9	合計		19,067,667
衛生費	2,255,005	7.3	1,840,884	市民税法人均等割(円)		市税						
労働費	83,015	0.3	65,156	1号	50,000	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超過課税分 収入済額 (千円)	
農林水産業費	433,137	1.4	285,215	2号	120,000	市民税(個人分)	2,772,166	28.7	0.3	2,712,864	0	
商工費	399,355	1.3	211,986	3号	130,000	市民税(法人分)	869,458	9.0	△30.6	1,074,271	135,852	
土木費	2,035,230	6.6	1,691,602	4号	150,000	固定資産税	4,815,882	49.9	0.8	4,626,007	0	
消防費	1,049,360	3.4	1,040,522	5号	160,000	軽自動車税	168,468	1.7	14.4	169,261	0	
教育費	8,203,842	26.8	3,430,709	6号	400,000	市たばこ税	474,837	4.9	△3.2	477,712		
災害復旧費	45,065	0.1	2,528	7号	410,000	特別土地保有税	3,510	0.0	-			
公債費	3,120,692	10.2	2,973,142	8号	1,750,000	目的税	555,730	5.8	0.2		0	
諸支出金	0	0.0	0	9号	3,000,000	入湯税	6,486	0.1	2.4		0	
前年度繰上充用金	0	0.0	0	市民税法人税割		都市計画税	549,244	5.7	0.2			
特別区調整納付金				12.1%		合計	9,660,051	100.0	△3.3	9,060,115	135,852	
合計	30,683,450	100.0	19,067,667	固定資産税								
				1.40%								

平成29年度
決算状況

都道府県名		山口県		コード番号	352161	市町村類型	II-2	
				ふりがな	さんようおのだし	29年度交付税 種地区分	I-3	
				市町村名	山陽小野田市			
人口			人口集中 地区人口	産業構造				
				区分	第一次	第二次	第三次	
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平成22年	64,550	18,881		平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△2.9	△6.0					
住民 基本 台帳	H30.3.31	63,313		区分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H29.3.31	63,777		基準財政収入額	8,206,849	財政再建	産炭	
面積(km ²)		133.09		基準財政需要額	13,364,068	不交付	過疎	
人口密度(人/km ²)		471		標準財政規模	17,219,266	低開発	山村	
区分	平成29年度 (千円)	平成28年度 (千円)	財政力指数 (合算)	財政力指数 (合算)	27年度	0.675	新産工特	
	1歳入総額	32,884,190			31,105,337	28年度	0.622	事務共同処理の状況
2歳出総額	31,776,886	30,683,450	29年度		0.614	後期高齢医療 常備消防		
3歳入歳出差引額	1,107,304	421,887	3ヶ年平均		0.637	災害基金 非常勤公務 災害		
4翌年度繰越財源	690,005	15,225	実質収支比率	2.4	交通災害共済	自治会館管理		
5実質収支	417,299	406,662	公債費比率					
6単年度収支	10,637	△369,158	公債費負担比率	14.0	健全化判断比率(%)			
7積立金	216,056	390,097	起債制限比率		実質赤字比率	-		
8繰上償還金	0	0	積立金現在高	7,598,731	連結実質赤字比率	-		
9積立金取崩額	847,585	0	地方債現在高	35,444,911	実質公債費比率	9.8		
10実質単年度収支	△620,892	20,939	債務負担行為額	3,616,212	将来負担比率	70.8		
特別職			事業名	法適	収支額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職員数 (人)	
区分	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)	病院	有	212,196	802,532	265	
(H29.4.1現在)			上水道 (簡水含む)	有	211,699	32,484	60	
市長	H17.3.22	909,000	工業用水道	有	38,870	40	9	
副市長	H17.3.22	740,000	国民健康 保険	無	167,425	588,033	14	
教育長	H17.3.22	655,000	駐車場	無	3,355	0	0	
議長	H17.3.22	460,000	介護保険 (保険勘定)	無	238,096	869,879	33	
副議長	H17.3.22	402,000	後期高齢者 医療	無	503	260,830	2	
議員	H17.3.22	370,000	地方卸売 市場	無	150	6,605	0	
			下水道	無	3,682	1,063,000	18	
			農業集落 排水	無	163	57,700	0	
			小型自動車 競走	無	△1,262,313	0	4	

市町村名		山陽小野田市		類型	II-2	性 質 別 歳 出								
入					出									
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)				
地方税	9,987,206	30.4	9,436,010	57.8	人件費	3,819,658	12.0	3,502,375	3,415,071	19.3				
地方譲与税	175,333	0.5	175,333	1.1	うち職員給	2,632,664	8.3	2,321,879	2,353,806	13.3				
利子割交付金	20,032	0.1	20,032	0.1	扶助費	6,281,016	19.8	1,806,899	1,806,899	10.2				
配当割交付金	36,825	0.1	36,825	0.2	公債費	2,991,735	9.4	2,851,697	2,851,697	16.2				
株式等譲渡所得割交付金	39,109	0.1	39,109	0.2	内訳	元利償還金	2,991,223	9.4	2,851,185	2,851,185	16.1			
地方消費税	1,057,878	3.2	1,057,878	6.5		一時借入金利子	512	0.0	512	512	0.0			
ゴルフ場利用税	65,774	0.2	65,774	0.4	(義務的経費計)					(13,092,409)	(41.2)	(8,160,971)	(8,073,667)	(45.7)
自動車取得税	48,131	0.2	48,131	0.3	物件費	2,924,978	9.2	2,300,563	2,121,528	12.0				
地方特例交付金	39,563	0.1	39,563	0.3	維持補修費	108,623	0.3	78,917	78,917	0.4				
地方交付税	5,980,097	18.2	5,359,918	32.9	補助費等	4,365,853	13.7	4,177,934	2,558,214	14.5				
内訳	普通交付税	5,359,918	16.3	5,359,918	32.9	積立金	337,349	1.1	293,057					
	特別交付税	620,179	1.9			投資及び出資金	9,613	0.0	0	0	0.0			
交通安全対策金	7,177	0.0	7,177	0.0	貸付金	141,000	0.5	0	0	0.0				
分担金及び負担金	294,567	0.9	0	0.0	繰出金	3,728,202	11.7	3,269,550	3,117,258	17.7				
使用料	408,989	1.2	21,316	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0						
手数料	134,442	0.4	11,312	0.1	小計	24,708,027	77.7	18,280,992	15,949,584	90.3				
国庫支出金	3,636,544	11.1			投資的経費	7,068,859	22.3	976,263						
県支出金	2,062,661	6.3			うち人件費	103,155	0.3	103,155						
財産収入	34,886	0.1	0	0.0	普通建設事業費	7,068,859	22.3	976,263		90.3				
寄附金	44,983	0.1			内訳	補助事業	950,544	3.0	65,695					
繰入金	1,406,133	4.3				単独事業	5,991,164	18.9	863,265					
繰越金	421,887	1.3			県営事業等	127,151	0.4	47,303						
諸収入	620,915	1.9	33	0.0	災害復旧事業費	0	0.0	0		97.7				
地方債	6,361,058	19.3			失業対策事業費	0	0.0	0						
合計	32,884,190	100.0	16,318,411	100.0	合計	31,776,886	100.0	19,257,255						
目的別歳出					適用税率の状況		徴収率(%)			経常 16,318,411				
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)	3,500	区 分	現年課税分	滞納繰越分	合計	合計 20,364,559				
議会費	204,140	0.6	204,140	市民税個人所得割税率	6.00%	市民税	99.2	36.7	97.4	歳出充当一般財源				
総務費	2,726,384	8.6	2,381,271			固定資産税	99.4	18.2	97.1	(千円)				
民生費	10,178,593	32.0	4,749,216			市税合計	99.3	25.7	97.2	経常 15,949,584				
衛生費	2,829,750	8.9	2,137,077	市民税法人均等割(円)		市 税					合計 19,257,255			
労働費	58,747	0.2	52,314	1号	50,000	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超過課税分 収入済額 (千円)			
農林水産業費	514,083	1.6	296,996	2号	120,000	市民税 (個人分)	2,808,968	28.1	1.3	2,766,287	0			
商工費	333,403	1.1	178,917	3号	130,000	市民税 (法人分)	957,287	9.6	10.1	766,208	152,583			
土木費	2,360,160	7.4	1,709,962	4号	150,000	固定資産税	5,042,916	50.5	4.7	4,890,497	0			
消防費	1,008,513	3.2	995,309	5号	160,000	軽自動車税	173,896	1.7	3.2	175,105	0			
教育費	8,571,378	27.0	3,700,356	6号	400,000	市たばこ税	446,181	4.5	△ 6.0	479,747				
災害復旧費	0	0.0	0	7号	410,000	特別土地 保有税	0	0.0	-					
公債費	2,991,735	9.4	2,851,697	8号	1,750,000	目的税	557,958	5.6	0.4		0			
諸支出金	0	0.0	0	9号	3,000,000	入湯税	6,762	0.1	4.3		0			
前年度繰上充用金	0	0.0	0	市民税法人税割	12.1%	都市計画税	551,196	5.5	0.4					
特別区調整納付金				固定資産税	1.40%	合計	9,987,206	100.0	3.4	9,077,844	152,583			
合計	31,776,886	100.0	19,257,255											

平成30年度
決算状況

都道府県名	山口県	コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2
		ふりがな	さんようおのだし	30年度交付税 種地区分	Ⅰ-3
		市町村名	山陽小野田市		

人 口			人口集中 地区人口		産 業 構 造			
区 分			平成30年度 (千円)	平成29年度 (千円)	区 分	第 一 次	第 二 次	第 三 次
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平成22年	64,550	18,881		平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△2.9	△6.0					
住民基本 台帳	H31.3.31	62,836			区 分	(千円、%)	指定団体等の状況	
	H30.3.31	63,313			基準財政収入額	8,449,680	財政再建	産 炭
面 積 (km ²)		133.09			基準財政需要額	13,710,438	不交付	過 疎
人口密度(人/km ²)		471			標準財政規模	17,442,589	低開発	山 村
区 分					財政力指数 (合算)	28年度	0.622	新 産 工 特
1歳入総額	32,444,444	32,884,190		29年度		0.614	事務共同処理の状況	
2歳出総額	31,256,171	31,776,886		30年度		0.616	後期高齢医療	常備消防
3歳入歳出差引額	1,188,273	1,107,304		3ヶ年平均		0.617	災害基金	非常勤公務 災害
4 翌年度繰越財源	51,446	690,005		実質収支比率	6.5	交通災害共済	自治会館管理	
5 実質収支	1,136,827	417,299		公債費比率				
6 単年度収支	719,528	10,637		公債費負担比率	13.7	健全化判断比率 (%)		
7 積立金	503,387	216,056		起債制限比率		実質赤字比率	-	
8 繰上償還金	0	0		積立金現在高	8,074,550	連結実質赤字比率	-	
9 積立金取崩額	0	847,585		地方債現在高	38,928,469	実質公債費比率	8.9	
10 実質単年度収支	1,222,915	△620,892		債務負担行為額	5,249,533	将来負担比率	74.0	
特 別 職				事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)
区 分 (H30.4.1現在)	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)		病 院	有	△ 203,855	450,247	265
市 長	H17.3.22	909,000		上 水 道 (簡水含む)	有	72,390	22,394	58
副 市 長	H17.3.22	740,000		工業用水道	有	20,453	360	9
教 育 長	H17.3.22	655,000		国民健康 保 險	無	115,554	564,753	14
議 長	H17.3.22	460,000		駐 車 場	無	9,280	0	0
副 議 長	H17.3.22	402,000		介 護 保 險 (保険勘定)	無	227,349	857,660	35
議 員	H17.3.22	370,000		後 期 高 齢 者 医 療	無	787	266,308	2
				地 方 卸 売 場 地 市	無	150	6,864	0
				下 水 道	無	39,974	1,119,000	18
				農 業 集 落 水 排	無	7,385	58,211	0
				小 型 自 動 車 競	無	△ 1,253,560	0	4

市町村名		山陽小野田市		類型		II-2					
歳入				性 質 別 歳 出							
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税	10,528,795	32.5	9,988,296	59.0	人 件 費	3,743,671	12.0	3,449,328	3,364,812	18.5	
地方譲与税	172,980	0.5	172,980	1.0	うち職員給	2,593,206	8.3	2,310,836	2,330,774	12.8	
利子割交付金	19,821	0.1	19,821	0.1	扶 助 費	6,020,422	19.3	1,741,660	1,741,660	9.6	
配当割交付金	28,173	0.1	28,173	0.2	公 債 費	2,887,191	9.2	2,753,438	2,753,438	15.2	
株式等譲渡所得割交付金	25,574	0.1	25,574	0.2	内 訳	元利償還金	2,886,425	9.2	2,752,672	2,752,672	15.2
地方消費税	1,104,100	3.4	1,104,100	6.5		一時借入金利息	766	0.0	766	766	0.0
ゴルフ場利用税	64,574	0.2	64,574	0.4	(義務的経費計)		(12,651,284)	(40.5)	(7,944,426)	(7,859,910)	(43.3)
自動車取得税	52,082	0.2	52,082	0.3	物 件 費	3,068,507	9.8	2,433,814	2,277,652	12.6	
地方特例交付金	48,440	0.1	48,440	0.3	維持補修費	106,992	0.3	89,470	89,333	0.5	
地方交付税	6,002,739	18.5	5,370,132	31.8	補助費等	3,919,736	12.5	3,563,864	3,264,841	18.0	
内 訳	普通交付税	5,370,132	16.6	5,370,132	31.8	積立金	832,840	2.7	724,442		
	特別交付税	632,607	1.9			投資及び出資金	0	0.0	0	0	0.0
交通安全対策金	6,211	0.0	6,211	0.0	貸付金	155,000	0.5	0	0	0.0	
分担金及び金	291,263	0.9	0	0.0	繰出金	3,769,623	12.1	3,329,781	3,172,105	17.5	
使用料	398,168	1.2	21,262	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
手数料	131,600	0.4	13,647	0.1	小 計	24,503,982	78.4	18,085,797	16,663,841	91.8	
国庫支出金	3,470,331	10.7			投資的経費	6,752,189	21.6	789,437			
県支出金	1,678,606	5.2			うち人件費	86,101	0.3	86,101			
財産収入	108,785	0.3	0	0.0	普通建設事業費	6,735,523	21.5	787,860			
寄附金	109,949	0.3			内 訳	補助事業	797,841	2.5	67,632		
繰入金	357,048	1.1				単独事業	5,798,101	18.6	677,396		
繰越金	1,107,304	3.4			県営事業等 負担金等	139,581	0.4	42,832			
諸収入	563,548	1.8	29	0.0	災害復旧事業費	16,666	0.1	1,577			
地方債	6,174,353	19.0			失業対策事業費	0	0.0	0			
合 計	32,444,444	100.0	16,915,321	100.0	合 計	31,256,171	100.0	18,875,234			
目 的 別 歳 出				適用税率の状況		徴 収 率 (%)			経 常 収 支 比 率		
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500		区 分	現年課税分	滞納 繰越分	合 計	経 常 16,915,321 合 計 20,063,507	
議 会 費	231,265	0.8	230,824	市民税個人所得割税率 6.00%		市 民 税	99.4	39.1	98.0	歳出充当一般財源 (千円) 経 常 16,663,841 合 計 18,875,234	
総 務 費	3,128,329	10.0	2,683,538	市民税法人均等割(円)		固定資産税	99.5	29.3	98.0		
民 生 費	9,750,748	31.2	4,735,903	1号 50,000	市 税						
衛 生 費	2,915,917	9.3	1,840,085	2号 120,000	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)	
労 働 費	56,335	0.2	46,018	3号 130,000	市 民 税 (個人分)	2,886,671	27.4	2.8	2,834,876	0	
農 林 水 産 業 費	442,630	1.4	306,485	4号 150,000	市 民 税 (法人分)	1,309,492	12.4	36.8	844,897	223,168	
商 工 費	279,351	0.9	99,929	5号 160,000	固定資産税	5,165,869	49.1	2.4	5,001,812	0	
土 木 費	2,409,087	7.7	1,780,178	6号 400,000	軽自動車税	180,489	1.7	3.8	180,157	0	
消 防 費	1,029,252	3.3	1,023,645	7号 410,000	市たばこ税	438,337	4.2	△ 1.8	443,903		
教 育 費	8,109,400	25.9	3,373,614	8号 1,750,000	特別土地 保有税	0	0.0	-			
災 害 復 旧 費	16,666	0.1	1,577	9号 3,000,000	目 的 税	547,937	5.2	△ 1.8		0	
公 債 費	2,887,191	9.2	2,753,438	市民税法人税割 12.1%		入 湯 税	7,438	0.1	10.0	0	
諸 支 出 金	0	0.0	0	固定資産税 1.40%		都 市 計 画 税	540,499	5.1	△ 1.9		
前年度繰上充用金	0	0.0	0	合 計							
特別区調整納付金				10,528,795 100.0 18,875,234 5.4 9,305,645 223,168							

令和元年度
決算状況

都道府県名		山口県		コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2	
				ふりがな	さんようおのだし	元年度交付税 種地区分	Ⅰ-3	
				市町村名	山陽小野田市			
人 口			人口集中 地区人口	産 業 構 造				
				区 分	第 一 次	第 二 次	第 三 次	
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平成22年	64,550	18,881		平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△ 2.9	△ 6.0					
住民 基本 台帳	R2.3.31	62,059		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H31.3.31	62,836		基準財政収入額		8,688,023	財政再建	旧産炭
面積(km ²)		133.09		基準財政需要額		14,045,849	不交付	過疎
人口密度(人/km ²)		471		標準財政規模		17,546,058	低開発	山村
区 分	令和元年度 (千円)	平成30年度 (千円)		財政力指数 (合算)	29年度	0.614	旧新産 旧工特	
1歳入総額	31,104,857	32,444,444			30年度	0.616	共同処理の対象事務	
2歳出総額	30,412,086	31,256,171			元年度	0.619	後期高齢医療	常備消防
3歳入歳出差引額	692,771	1,188,273			3ヶ年平均	0.616	災害基金	非常勤公務 災害
4翌年度繰越財源	261,802	51,446		実質収支比率	2.5	交通災害共済 自治会館管理		
5実質収支	430,969	1,136,827		公債費負担比率	12.8			
6単年度収支	△ 705,858	719,528		積立金現在高	8,448,642	健全化判断比率(%)		
7積立金	791,010	503,387		地方債現在高	40,767,324	実質赤字比率	-	
8繰上償還金	0	0		債務負担行為額	4,941,701	連結実質赤字比率	-	
9積立金取崩額	400,000	0				実質公債費比率	8.1	
10実質単年度収支	△ 314,848	1,222,915				将来負担比率	69.1	
特 別 職			事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)	病 院	有	177,887	775,430	257	
(H31.4.1現在)			上 水 道 (簡水含む)	有	172,053	26,869	58	
市 長	H17.3.22	909,000	工業用水道	有	75,921	120	7	
副市長	H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	1,116,830	20	
教育長	H17.3.22	655,000	農 業 集 落 排 水	有	0	54,869	0	
議 長	H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	22,656	0	0	
副議長	H17.3.22	402,000	国 民 健 康 保 険	無	128,972	569,069	15	
議 員	H17.3.22	370,000	介 護 保 険 (保険勘定)	無	199,101	928,013	32	
			後 期 高 齢 者 医 療	無	842	258,131	2	
			地 方 卸 売 場 市	無	151	6,505	0	
			小 型 自 動 車 競 走	無	△ 1,176,176	0	4	

市町村名		山陽小野田市		類型		II-2							
歳入				性質別歳出									
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比率 (%)			
地方税	10,269,209	33.0	9,722,497	58.2	人件費	3,777,306	12.4	3,475,368	3,473,489	19.7			
地方譲与税	181,704	0.6	181,704	1.1	うち職員給	2,638,188	8.7	2,351,230	2,425,993	13.8			
利子割交付金	11,320	0.0	11,320	0.1	扶助費	6,264,087	20.6	1,889,899	1,876,272	10.6			
配当割交付金	32,797	0.1	32,797	0.2	公債費	2,766,140	9.1	2,643,952	2,643,952	15.0			
株式等譲渡所得割交付金	16,836	0.1	16,836	0.1	内訳	元利償還金	2,765,555	9.1	2,643,367	2,643,367	15.0		
地方消費税	1,044,378	3.4	1,044,378	6.3		一時借入金利子	585	0.0	585	585	0.0		
ゴルフ場利用税	65,885	0.2	65,885	0.4	(義務的経費計)		(12,807,533)	(42.1)	(8,009,219)	(7,993,713)	(45.3)		
自動車取得税	27,420	0.1	27,420	0.2	物件費	3,208,851	10.6	2,584,900	2,352,955	13.3			
環境性能割	8,104	0.0	8,104	0.1	維持補修費	151,291	0.5	121,465	120,512	0.7			
地方特例交付金	139,312	0.4	139,312	0.8	補助費等	5,364,963	17.6	5,100,263	4,203,200	23.8			
地方交付税	6,083,249	19.6	5,431,291	32.5	積立金	898,295	3.0	804,872					
内訳	普通交付税	5,431,291	17.5	5,431,291	32.5	投資及び出資金	333,557	1.1	333,557	0	0.0		
	特別交付税	651,958	2.1			貸付金	165,000	0.5	0	0	0.0		
交通安全対策金	5,357	0.0	5,357	0.0	繰出金	2,705,020	8.9	2,240,887	2,121,544	12.0			
分担金及び負担金	219,103	0.7	0	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0					
使用料	343,423	1.1	7,479	0.0	小計	25,634,510	84.3	19,195,163	16,791,924	95.2			
手数料	138,213	0.4	0	0.0	投資的経費	4,777,576	15.7	793,742					
国庫支出金	3,803,634	12.2			うち人件費	81,222	0.3	81,222					
県支出金	1,728,690	5.6			普通建設事業費	4,728,370	15.5	791,108					
財産収入	29,702	0.1	0	0.0	内訳	補助事業	1,032,187	3.3	62,088	減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率	95.2		
寄附金	93,100	0.3				単独事業	3,576,665	11.8	707,159				
繰入金	524,219	1.7			県営事業等 負担金	119,518	0.4	21,861		(%)			
繰越金	1,188,273	3.8			災害復旧事業費	49,206	0.2	2,634		100.6			
諸収入	718,768	2.3	36	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0					
地方債	4,432,161	14.3			合計	30,412,086	100.0	19,988,905					
合計	31,104,857	100.0	16,694,416	100.0	徴収率 (%)			歳入一般財源					
目的別歳出				適用税率の状況		区分		現年課税分		滞納繰越分		合計	
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		区分	現年課税分	滞納繰越分	合計		歳出充当一般財源		
議会費	239,015	0.8	239,015	3,500		市民税	99.6	42.3	98.4		(千円)		
総務費	4,315,721	14.2	3,071,839	市民税個人所得割税率		固定資産税	99.6	31.7	98.5		経常		16,791,924
民生費	10,077,960	33.1	5,056,690	6.00%		市税合計	99.6	36.2	98.4		合計		19,988,905
衛生費	2,513,428	8.2	2,145,884	市民税法人均等割(円)		市税							
労働費	52,024	0.2	41,466	1号	50,000	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超過課税分 収入済額 (千円)		
農林水産業費	423,145	1.4	297,368	2号	120,000	市民税 (個人分)	2,860,273	27.9	△ 0.9	2,804,059	0		
商工費	439,236	1.4	247,181	3号	130,000	市民税 (法人分)	1,064,067	10.4	△ 18.7	1,093,154	176,320		
土木費	2,696,103	8.9	1,739,220	4号	150,000	固定資産税	5,157,911	50.2	△ 0.2	5,139,687	0		
消防費	1,033,598	3.4	1,019,114	5号	160,000	軽自動車税	187,961	1.8		187,108	0		
教育費	5,806,510	19.1	3,484,542	6号	400,000	市たばこ税	444,364	4.3	1.4	445,039			
災害復旧費	49,206	0.2	2,634	7号	410,000	特別土地 保有税	0	0.0	-				
公債費	2,766,140	9.1	2,643,952	8号	1,750,000	市民税法人税割	554,633	5.4	1.2		0		
諸支出金	0	0.0	0	9号	3,000,000	12.1%	7,921	0.1	6.5		0		
前年度繰上充用金	0	0.0	0	固定資産税		1.40%	546,712	5.3	1.1		0		
合計	30,412,086	100.0	19,988,905	合計			10,269,209	100.0	△ 2.5	9,669,047	176,320		

時間外勤務手当 普通会計ベース

(単位千円)

年度	H29年度	H30年度	R1年度
時間外勤務手当	89,817	78,431	99,921

過去5年間の職員数推移

正規職員数

年度	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
市長部局	476	474	401	405	404	407
教育委員会			73	69	69	70
病院局	193	193	190	195	193	191
水道局	60	59	59	59	57	57
計	729	726	723	728	723	725

臨時職員数(会計年度任用職員)

年度	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
市長部局	196	195	121	121	132	149
教育委員会			70	69	72	88
病院局	67	72	79	83	78	92
水道局	6	7	7	6	4	6
計	269	274	277	279	286	335

嘱託職員数

年度	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
市長部局	0	0	0	0	0	0
教育委員会			0	0	0	0
病院局	20	22	22	20	16	0
水道局	0	0	0	0	0	0
計	20	22	22	20	16	0

再任用職員数

年度	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
市長部局	11	15	13	10	11	19
教育委員会			6	6	6	6
病院局	0	1	1	1	6	8
水道局	2	4	2	0	2	2
計	13	20	22	17	25	35

任期付職員数

年度	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
市長部局	59	74	62	55	58	48
教育委員会			22	23	24	15
病院局	0	0	0	0	1	1
水道局	0	0	0	0	0	0
計	59	74	84	78	83	64

総数

年度	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
市長部局	742	758	597	591	605	623
教育委員会	0	0	171	167	171	179
病院局	280	288	292	299	294	292
水道局	68	70	68	65	63	65
計	1,090	1,116	1,128	1,122	1,133	1,159

※市長、副市長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者を除く

4. 5年間の基金残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
6,980,206	8,667,493	7,598,731	8,074,550	8,448,642

5. 5年間の地方債残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
29,128,942	31,849,619	35,444,911	38,928,469	40,767,324

6. 5年間の債務負担行為目的別残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
土地の購入に係るもの					
建造物の購入に係るもの					
その他の物件の購入に係るもの					
製造工事の請負に係るもの	1,064,815	9,119,127	2,573,082	2,323,645	2,351,324
債務保証・損失補償に係るもの					
その他の	1,772,577	1,295,758	1,043,130	2,925,888	2,590,377
その他実質的な債務負担に係るもの					
合計	2,837,392	10,414,885	3,616,212	5,249,533	4,941,701

7. 5年間の会計ごと繰出金状況(決算統計より)

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
病院	640,907	465,901	802,532	450,247	775,430
上水道 (簡水含む)	19,236	39,449	32,484	22,394	26,869
工業用水道	840	240	40	360	120
国民健康保険	640,076	623,171	588,033	564,753	569,069
駐車場					
介護保険 (保険勘定)	835,971	852,111	881,255	869,075	975,456
後期高齢者 医療	1,095,383	1,114,430	1,131,609	1,151,720	1,153,990
地方卸売市場	9,961	9,944	6,605	6,864	6,505
下水道	1,005,500	1,026,000	1,063,000	1,119,000	1,116,830
農業集落排水	60,600	58,100	57,700	58,211	54,869
小型自動車 競走					

※繰出金のほか出資金等を含む。

8. 5年間の公債費の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子
2,930,800	309,953	2,853,956	266,577	2,765,766	225,457	2,690,795	195,630	2,593,306	172,249

今後の地方債残高の見通し（予算概要より）

（単位：千円）

令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
41,624,884	40,564,069	38,786,320	36,967,767	35,193,585

一般会計決算に関する資料

9 5年間の公有地の売却件数及び売却額

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合 計
摘要							
市有地売払い	件数	3 件	6 件	5 件	8 件	5 件	27 件
	金額	8,440,360 円	29,221,125 円	2,962,510 円	10,108,815 円	8,426,458 円	59,159,268 円
一般競争入札	件数	2 件	0 件	0 件	1 件	0 件	3 件
	金額	20,009,500 円	0 円	0 円	82,888,880 円	0 円	102,898,380 円
法定外公共物 売払い	件数	4 件	5 件	5 件	4 件	2 件	20 件
	金額	1,520,075 円	916,270 円	16,681,054 円	748,267 円	5,871,088 円	25,736,754 円
山林売払い	件数	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
	金額	0 円	0 円	0 円	14,838 円	0 円	14,838 円
合 計	件数	9 件	11 件	10 件	14 件	7 件	51 件
	金額	29,969,935 円	30,137,395 円	19,643,564 円	93,760,800 円	14,297,546 円	187,809,240 円

10. 5年間の委託料の推移とそのうち清掃、警備、設備保守委託料の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
委託料	3,075,537	3,201,294	3,208,250	3,300,249	3,439,898
うち、清掃委託料	21,299	24,545	24,947	23,988	26,303
うち、警備委託料	62,820	63,507	64,620	65,023	66,213
うち、設備保守委託料	39,210	40,365	42,566	45,295	49,641

11. 5年間の物件費のうち賃金の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
257,236	253,911	266,023	264,625	276,498

5年間の法人市民税「資本金等の額・従業員数」ランク別法人数の推移

	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
資本金等の額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人	18	20	21	20	17
資本金等の額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人	3	2	2	2	3
資本金等の額が10億円を超え従業員数が50人以下の法人	82	85	85	78	77
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超える法人	11	11	11	10	8
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下の法人	55	58	56	58	68
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を越える法人	22	25	27	27	28
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下の法人	225	223	219	219	209
資本金等の額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人	16	15	14	13	16
その他の法人等	831	830	835	838	843
合 計	1263	1269	1270	1265	1269

5年間の市税、項目別滞納状況

平成27年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	4,004,446	149,968	4,154,414	3,964,479	50,968	4,015,447	99.0	34.0	96.7
個人	2,752,416	146,981	2,899,397	2,713,625	49,868	2,763,493	98.6	33.9	95.3
法人	1,252,030	2,987	1,255,017	1,250,854	1,100	1,251,954	99.9	36.8	99.8
2 固 定 資 産 税	4,741,875	204,723	4,946,598	4,704,614	72,402	4,777,016	99.2	35.4	96.6
3 軽 自 動 車 税	147,627	11,405	159,032	144,599	2,710	147,309	97.9	23.8	92.6
4 市 た ば こ 税	490,425	0	490,425	490,425	0	490,425	100.0	0.0	100.0
5 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	6,334	0	6,334	6,334	0	6,334	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	545,754	33,845	579,599	539,454	8,613	548,067	98.8	25.4	94.6
合 計	9,936,461	399,941	10,336,402	9,849,905	134,693	9,984,598	99.1	33.7	96.6

※ 決算額は還付未済額を除く。

平成28年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,626,637	130,410	3,757,047	3,590,388	47,871	3,638,259	99.0	36.7	96.8
個人	2,757,521	127,687	2,885,208	2,722,491	47,105	2,769,596	98.7	36.9	96.0
法人	869,116	2,723	871,839	867,897	766	868,663	99.9	28.1	99.6
2 固 定 資 産 税	4,809,179	158,846	4,968,025	4,775,782	39,867	4,815,649	99.3	25.1	96.9
3 軽 自 動 車 税	169,492	10,599	180,091	165,340	3,081	168,421	97.6	29.1	93.5
4 市 た ば こ 税	474,837	0	474,837	474,837	0	474,837	100.0	0.0	100.0
5 特 別 土 地 保 有 税	0	3,510	3,510	0	3,510	3,510	0.0	100.0	100.0
6 入 湯 税	6,522	0	6,522	6,486	0	6,486	99.4	0.0	99.4
7 都 市 計 画 税	547,128	29,423	576,551	541,379	7,864	549,243	98.9	26.7	95.3
合 計	9,633,795	332,788	9,966,583	9,554,212	102,193	9,656,405	99.2	30.7	96.9

※ 決算額は還付未済額を除く。

平成29年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,755,556	112,753	3,868,309	3,721,853	41,365	3,763,218	99.1	36.7	97.3
個人	2,798,682	109,739	2,908,421	2,765,986	40,154	2,806,140	98.8	36.6	96.5
法人	956,874	3,014	959,888	955,867	1,211	957,078	99.9	40.2	99.7
2 固 定 資 産 税	5,046,507	146,874	5,193,381	5,015,463	26,711	5,042,174	99.4	18.2	97.1
3 軽 自 動 車 税	174,755	10,462	185,217	171,073	2,778	173,851	97.9	26.6	93.9
4 市 た ば こ 税	446,180	0	446,180	446,180	0	446,180	100.0	0.0	100.0
5 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	6,725	37	6,762	6,725	37	6,762	100.0	100.0	100.0
7 都 市 計 画 税	551,044	26,387	577,431	546,024	5,172	551,196	99.1	19.6	95.5
合 計	9,980,767	296,513	10,277,280	9,907,318	76,063	9,983,381	99.3	25.7	97.1

※ 決算額は還付未済額を除く。

平成30年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰 合 計		現 年	滞 繰 合 計		現 年	滞 繰 合 計	
1 市 民 税	4,183,365	100,219	4,283,584	4,156,930	39,233	4,196,163	99.4	39.1	98.0
個人	2,877,473	97,660	2,975,133	2,848,281	38,390	2,886,671	99.0	39.3	97.0
法人	1,305,892	2,559	1,308,451	1,308,649	843	1,309,492	100.2	32.9	100.1
2 固 定 資 産 税	5,131,423	112,978	5,244,401	5,107,475	33,060	5,140,535	99.5	29.3	98.0
3 軽 自 動 車 税	180,682	10,661	191,343	177,238	3,251	180,489	98.1	30.5	94.3
4 市 た ば こ 税	438,337	0	438,337	437,337	0	437,337	99.8	0.0	99.8
5 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,438	0	7,438	7,438	0	7,438	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	538,979	18,260	557,239	534,877	5,621	540,498	99.2	30.8	97.0
合 計	10,480,224	242,118	10,722,342	10,421,295	81,165	10,502,460	99.4	33.5	97.9

※ 決算額は還付未済額を除く。

令和元年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰 合 計		現 年	滞 繰 合 計		現 年	滞 繰 合 計	
1 市 民 税	3,906,443	83,039	3,989,482	3,889,248	35,093	3,924,341	99.6	42.3	98.4
個人	2,844,562	81,566	2,926,128	2,825,719	34,554	2,860,273	99.3	42.4	97.7
法人	1,061,881	1,473	1,063,354	1,063,529	539	1,064,068	100.2	36.6	100.1
2 固 定 資 産 税	5,148,362	88,413	5,236,775	5,129,840	28,070	5,157,910	99.6	31.7	98.5
3 軽 自 動 車 税	188,022	9,729	197,751	184,991	2,969	187,960	98.4	30.5	95.0
4 市 た ば こ 税	444,364	0	444,364	444,364	0	444,364	100.0	0.0	100.0
5 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,921	0	7,921	7,921	0	7,921	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	545,035	14,737	559,772	541,890	4,823	546,713	99.4	32.7	97.7
合 計	10,240,147	195,918	10,436,065	10,198,254	70,955	10,269,209	99.6	36.2	98.4

※ 決算額は還付未済額を除く。

14. 過去5年間の教育費のうち建設費を除いた推移

(単位；千円)

27年度	1,480,157
28年度	1,480,421
29年度	1,540,028
30年度	1,546,948
元年度	1,578,649

15. 5年間の図書館及び学校図書の図書購入費状況

(単位：円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
中央図書館	8,081,686	7,427,465	7,381,933	7,831,963	9,031,768
厚狭図書館	3,455,000	2,495,781	2,703,934	3,204,946	2,604,981
小計	11,536,686	9,923,246	10,085,867	11,036,909	11,636,749
小学校	2,738,666	3,154,812	3,153,296	2,751,552	2,795,707
中学校	2,465,640	2,667,745	2,606,755	2,414,248	2,448,505
小計	5,204,306	5,822,557	5,760,051	5,165,800	5,244,212
合計	16,740,992	15,745,803	15,845,918	16,202,709	16,880,961

16. 学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況（令和元年度）

項目 学校名	要 望 件 数			実施件数 D (E+F)	実施率(%) G (D/A)	
	A (B+C)	うち当初要望 件数 B	うち追加要望 件数 C			
小 学 校	有 帆	87	5	82	83	95.4
	高千帆	22	8	14	18	81.8
	高 泊	84	6	78	79	94.0
	小野田	46	3	43	45	97.8
	須 恵	70	3	67	69	98.6
	赤 崎	48	2	46	46	95.8
	松原分校	34	2	32	34	100.0
	本 山	48	5	43	44	91.7
	厚 狭	157	18	139	138	87.9
	厚 陽	36	2	34	36	100.0
	出 合	87	10	77	82	94.3
	埴 生	66	3	63	66	100.0
	津布田	63	6	57	61	96.8
	計	848	73	775	801	94.5
中 学 校	高千帆	152	6	146	149	98.0
	小野田	37	17	20	26	70.3
	竜 王	158	12	146	155	98.1
	厚 狭	66	14	52	57	86.4
	埴 生	63	3	60	60	95.2
	厚 陽	38	1	37	38	100.0
	計	514	53	461	485	94.4
合 計	1,362	126	1,236	1,286	94.4	

17. 各学校別施設利用状況（有料、無料別・3年間）

（単位：人）

【社会体育等に係る学校施設利用状況】

※選挙、防災訓練、敬老会、幼稚園・保育園の運動会等の行事は除く

学校名	区分	屋内運動場（体育館）						屋外運動場（グラウンド）						
		29年度		30年度		元年度		29年度		30年度		元年度		
		利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	
小学校	有帆	有料	24	360	24	360	20	300						
		無料	331	9,906	294	9,939	274	7,871	221	9,324	142	6,251	139	5,834
	高千帆	有料	42	504	37	444	38	456						
		無料	214	4,422	196	4,414	154	3,541	178	8,674	157	8,181	113	
	高泊	有料	140	1,568	85	739	74	669						
		無料	376	9,792	347	6,872	403	7,142	267	6,729	322	6,544	241	4,292
	小野田	有料	47	575	58	580	12	110						
		無料	190	4,100	182	3,353	175	2,910	165	3,979	167	4,462	165	3,024
	須恵	有料	152	2,368	150	2,304	141	2,088						
		無料	265	8,826	300	13,391	254	9,117	313	11,244	263	12,093	244	7,882
	赤崎	有料	95	924	73	730	64	640						
		無料	131	3,505	126	3,990	101	2,879	208	7,185	184	6,597	157	5,627
	本山	有料	62	953	19	205	7	106						
		無料	99	2,435	126	2,822	117	2,576	279	13,738	274	12,890	262	11,842
	厚狭	有料	84	1,380	106	1,816	119	2,045						
		無料	300	6,071	330	7,056	425	8,750	168	8,880	165	9,950	161	6,454
	厚陽	有料	120	1,954	106	1,717	68	1,060						
		無料	170	4,072	172	3,680	163	3,825	153	11,678	170	4,616	143	4,496
	出合	有料												
		無料	134	2,828	222	6,072	224	6,223	205	4,694	206	5,067	192	3,859
埴生	有料	1	12	1	68									
	無料	201	3,290	302	5,968	253	5,175	52	1,745	38	1,478	32	1,235	
津布田	有料			13	149	14	240							
	無料	137	3,221	196	3,737	140	2,960	9	220					
計	有料	767	10,598	672	9,112	557	7,714							
	無料	2,548	62,468	2,793	71,294	2,683	62,969	2,218	88,090	2,088	78,129	1,849	54,545	
中学校	高千帆	有料	225	2,375	214	2,314	179	1,921						
		無料	138	2,592	21	520	67	737	1	50	1	21	1	18
	小野田	有料	401	7,076	414	7,214	353	6,585						
		無料	87	1,865	53	1,540	80	1,795			2	40		
	竜王	有料	177	3,987	174	2,701	134	1,875						
		無料	12	2,686	116	2,322	125	3,144						
	厚狭	有料	75	1,810	88	2,148	79	1,932						
		無料	68	884	87	1,131	86	1,134						
	埴生	有料	56	675	87	1,014	131	1,851						
		無料	13	244	11	204	14	241			4	72		
	厚陽	有料	74	1,239	51	986	79	1,520						
		無料	82	838	94	1,221	49	1,188	14	266	26	515		
	計	有料	1,008	17,162	1,028	16,377	955	15,684						
		無料	400	9,109	382	6,938	421	8,239	15	316	33	648	1	18
合計	有料	1,775	27,760	1,700	25,489	1,512	23,398							
	無料	2,948	71,577	3,175	78,232	3,104	71,208	2,233	88,406	2,121	78,777	1,850	54,563	

18. 5年間の就学援助利用者数、金額及び交付税算入額

(単位：人、円)

	小学校					中学校					医療費 支給額	給食費 支給額	合 計				
	就学予定 支給者数	支給者数	児童数	支給者率	学用品費等 支給金額	就学予定 支給者数	支給者数	生徒数	支給者率	学用品費等 支給額			就学予定 支給者数	支給者数	児童 生徒数	支給者率	支給金額
27年度		783	3,360	23.3%	15,956,865		385	1,654	23.3%	18,482,374	1,187,620	53,269,843		1,168	5,014	23.3%	88,896,702
28年度		751	3,337	22.5%	15,202,769		407	1,651	24.7%	19,145,006	819,459	51,977,220		1,158	4,988	23.2%	87,144,454
29年度	120	698	3,277	21.3%	20,923,451	121	400	1,636	24.4%	27,646,388	446,820	50,287,656	241	1,098	4,913	22.3%	99,304,315
30年度	102	732	3,273	22.4%	17,749,799	117	412	1,597	25.8%	23,160,099	684,800	52,301,830	219	1,144	4,870	23.5%	93,896,528
令和元年度	108	746	3,215	23.2%	21,606,894	147	409	1,572	26.0%	28,293,994	967,834	49,459,762	255	1,155	4,787	24.1%	100,328,484

28

	交付税算入額 (理論値)
27年度	13,841,000
28年度	13,536,000
29年度	13,302,000
30年度	12,197,000
令和元年度	12,204,000

19 教育委員会所管の各施設の利用状況（有料、無料別・3年間）

施設名	年度	総件数	有料件数	無料件数	総利用者数	有料利用者数	無料利用者数
有帆公民館	29	2,117	1,164	953	31,899	10,538	21,361
	30	2,144	1,257	887	31,167	11,281	19,886
	R1	2,121	1,348	773	30,666	12,009	18,657
高千帆公民館	29	1,691	309	1,382	26,688	2,320	24,368
	30	1,914	332	1,551	27,956	2,623	25,333
	R1	1,847	363	1,484	25,176	2,397	22,779
高泊公民館	29	2,216	1,144	1,072	22,766	6,573	16,193
	30	2,248	1,147	1,101	25,085	7,013	18,072
	R1	2,256	1,181	1,075	22,323	6,795	15,528
小野田公民館	29	815	0	815	11,723	0	11,723
	30	0	0	0	0	0	0
	R1	0	0	0	0	0	0
須恵公民館	29	1,444	458	986	18,509	4,824	13,685
	30	1,804	626	1,178	25,355	7,409	17,946
	R1	1,760	570	1,190	23,821	7,175	16,646
赤崎公民館	29	1,467	626	841	24,838	10,365	14,473
	30	1,671	696	975	26,852	10,554	16,298
	R1	1,582	694	888	24,951	10,084	14,867
本山公民館	29	1,385	474	911	20,430	5,245	15,185
	30	1,532	611	921	21,383	6,936	14,447
	R1	1,479	581	898	19,588	6,672	12,916
厚狭公民館	29	3,154	1,009	2,145	41,773	12,185	29,588
	30	3,395	951	2,444	44,877	12,103	32,774
	R1	3,068	896	2,172	42,579	10,906	31,673
厚陽公民館	29	1,023	253	770	11,840	1,732	10,108
	30	1,016	153	863	11,088	1,243	9,845
	R1	935	122	813	10,798	1,391	9,407
出合公民館	29	801	218	583	13,061	2,454	10,607
	30	707	121	586	11,707	1,986	9,721
	R1	657	114	543	11,092	1,947	9,145
埴生公民館	29	1,267	165	1,102	11,074	1,306	9,768
	30	1,288	170	1,118	12,065	1,030	11,035
	R1	1,097	164	933	10,471	904	9,567
津布田会館	29	501	104	397	8,845	693	8,152
	30	516	120	396	5,357	710	4,647
	R1	377	131	246	4,244	742	3,502
中央図書館	29	-	-	-	145,326	1,109	144,217
	30	-	-	-	132,766	919	131,847
	R1	-	-	-	120,067	754	119,313
厚狭図書館	29	-	-	-	43,670	-	43,670
	30	-	-	-	41,561	-	41,561
	R1	-	-	-	39,844	-	39,844
きらら交流館	29	90,136	89,759	377	169,855	158,598	11,257
	30	86,066	85,647	419	154,979	140,683	14,296
	R1	79,136	78,800	336	144,175	134,018	10,157
青年の家	29	1,015	546	469	18,041	5,365	12,676
	30	1,225	644	581	17,848	5,968	11,880
	R1	1,423	661	762	22,341	5,439	16,902
歴史民俗資料館	29	-	-	-	4,545	0	4,545
	30	-	-	-	4,729	0	4,729
	R1	-	-	-	3,872	0	3,872

20 きらら交流館の収支状況（5年間）

	年度	収入	支出
きらら交流館	27	122,921,717	122,011,705
	28	123,964,734	122,590,788
	29	122,321,340	122,146,877
	30	121,511,808	121,343,125
	R1	119,672,305	122,044,035

20 きららガラス未来館の収支状況（5年間）

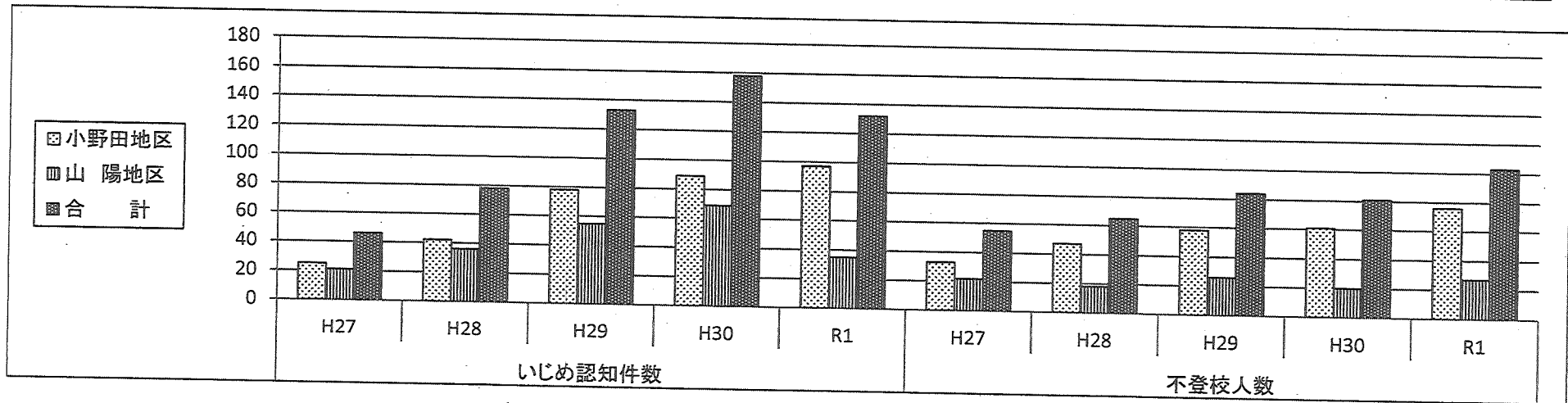
（単位：円）

	年度	収入	支出
きららガラス未来館	27	34,899,622	34,891,660
	28	34,506,149	34,526,219
	29	34,590,410	34,579,787
	30	34,686,985	34,671,291
	R1	37,639,105	38,024,658

いじめ認知件数及び不登校人数（小野田地区・山陽地区毎）推移

地区・校種	いじめ認知件数					不登校人数				
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
小野田地区小学校	15	17	25	48	61	7	7	11	10	19
小野田地区中学校	10	25	53	41	36	26	40	47	51	57
山陽地区小学校	13	16	19	30	18	3	1	6	6	7
山陽地区中学校	8	20	36	39	17	19	17	20	14	20
合計	46	78	133	158	132	55	65	84	81	103

	いじめ認知件数					不登校人数				
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
小野田地区	25	42	78	89	97	33	47	58	61	76
山陽地区	21	36	55	69	35	22	18	26	20	27
合計	46	78	133	158	132	55	65	84	81	103



令和元年度 工事種別落札金額、予定価格及び落札率（指名入札分）（税込金額）

工事種別	区分	市内業者	市外業者	計	備考
土木工事	件数	32 件	0 件	32 件	
	落札金額	764,831,080 円	0 円	764,831,080 円	
	予定価格	862,185,020 円	0 円	862,185,020 円	
	落札率	88.7 %	0 %	88.7 %	
建築工事	件数	10 件	0 件	10 件	
	落札金額	1,454,437,640 円	0 円	1,454,437,640 円	
	予定価格	1,540,944,600 円	0 円	1,540,944,600 円	
	落札率	94.4 %	0 %	94.4 %	
電気工事	件数	12 件	7 件	19 件	
	落札金額	318,217,900 円	397,980,000 円	716,197,900 円	
	予定価格	332,174,700 円	419,509,200 円	751,683,900 円	
	落札率	95.8 %	94.9 %	95.3 %	
造園工事	件数	3 件	1 件	4 件	
	落札金額	9,674,500 円	3,707,000 円	13,381,500 円	
	予定価格	9,717,400 円	3,712,500 円	13,429,900 円	
	落札率	99.6 %	99.9 %	99.6 %	
管工事	件数	1 件	0 件	1 件	
	落札金額	2,860,000 円	0 円	2,860,000 円	
	予定価格	3,484,800 円	0 円	3,484,800 円	
	落札率	82.1 %	0 %	82.1 %	
その他	件数	13 件	5 件	18 件	防水工事、 解体工事、 機械器具設置工事、 他
	落札金額	171,672,120 円	115,530,800 円	287,202,920 円	
	予定価格	199,071,420 円	120,976,900 円	320,048,320 円	
	落札率	86.2 %	95.5 %	89.7 %	
合計	件数	71 件	13 件	84 件	
	落札金額	2,721,693,240 円	517,217,800 円	3,238,911,040 円	
	予定価格	2,947,577,940 円	544,198,600 円	3,491,776,540 円	
	落札率	92.3 %	95.0 %	92.8 %	

※H31.4.1～R2.3.31の指名競争入札執行分
※工事種別は、建設業法第2条の区分による
※落札率は、予定価格に対する比率

23 放課後子ども教室推進事業の利用実績（3年間）

（単位：人）

	29年度	30年度	元年度
厚狭小学校	439	277	300
厚陽小学校	679	400	270
埴生小学校	359	429	377
出合小学校	342	196	299
津布田小学校	187	212	258
合 計	2,006	1,514	1,504

令和元年度 課長提案事業一覧表

No.	事業名	実施 ・ 未実施	事業の概要	所属課	決算額 (円)
1	市税等口座振替推進事業	実施	市税等の納期限を忘れて、うっかり納め忘れてすることを防ぐため、便利で確実に納付ができる口座振替を推進していく。 ○ エコバック(対象者全員にプレゼント) ○ 市内名産品 (@4,000円×11名) ○ 公金窓口ミニのぼり旗の設置、窓口納付者にポケットティッシュを配布	税務課	832,210
2	文化イベントPRサポート事業	不執行	山陽小野田市で開催される市主催文化事業、文化協会主催事業、現代ガラス展などのポスターを持ち帰っていただき、自宅、自社、個人的に利用しているお店や関係事業所などに貼っていただく事業。 文化芸術サポーター事業の「ポスターサポート活動」と同一の活動であるが、ポスターサポーターのみに登録し活動する人を市内外から募集し、広くイベントの周知を図る。 ●登録目標人数は最終的には100人を目標とする。 ●報酬は無償とする。	文化スポーツ推進課	0
3	パラサイクリング支援の輪拡大事業	実施	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車を購入(2台)し、毎月1回、山陽オートレース場及びその周辺でタンデム自転車試乗会を開催。タンデム自転車を通じてパラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりを紹介する中で、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大していく。 また、市内外をタンデム自転車で走行したりイベントに参加する等により、パラサイクリングを支援する山陽小野田市のPRを行う。	文化スポーツ推進課	405,876
4	オリジナル年賀はがきによるふるさと納税PR事業	実施	日本郵便が発行するオリジナル年賀「城下町年賀」を活用して、ふるさと納税をPRするための年賀状を作成し、市民に購入してもらい、市民の手によるふるさと納税PRを行う。	シティセールス課	898,000
5	PRロゴマーク・イメージカラーを施した公用車の配置	実施	市PRロゴマークとイメージカラーを公用車に施すことにより、積極的に市内外に周知を図る。	財政課	95,472
6	公用車のラッピング事業	実施	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」をイメージしたデザインとロゴマークのマグネットシートを公用車に施し、市の将来像をPRし市民等と共にまちづくりを進めていく。	福祉指導監査室	166,400
7	携帯型磁気ループシステムの購入・設置事業(聴覚障害に係る支援事業)	実施	携帯型の磁気ループ(集団補聴)システムは、マイクを通じた音声信号を電気信号に変換して最終的に補聴器に伝え、聴覚障がい者が雑音の少ないクリアな音声を聴くことができるようにする装置である。この装置を1台購入し、市主催の講演会、会議、イベント等で活用していくことにより、集団の中で「聞こえ」を効果的に支援し、聴覚障がい者等の社会参加を促進する。	障害福祉課	440,467
8	キッズファーム事業	実施	子育て支援の拠点である子育て総合支援センタースマイルキッズに小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導により野菜を育てる子育て講座を実施する。 野菜作りはスマイルキッズの子育て講座と位置付け、整備した畑で野菜作りに詳しい地域住民の指導のもと、未就学児をもつ親子と一緒に、野菜の苗植え、定期的な水やり・草取り、収穫等の体験を行う。 収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	子育て支援課	668,255

No.	事業名	実施 未実施	事業の概要	所属課	決算額 (円)
9	ベビースマイル事業	実施	「楽しもう、つながろう、元気になろう」をテーマに、子育て世代が楽しめるイベントを市民2～6人のグループで企画提案し、内容が趣旨に合致した場合にスマイルキッズで市民が実施する。年間5イベントとし、随時募集。提案が認められた場合は、スマイルキッズ2Fで準備カフェ(お茶とケーキを食べながらのイベント打ち合わせ)ができる。 また、子育て世代自らの企画・運営により、子育て世代が楽しめるフェスタをスマイルキッズで開催する。	子育て支援課	299,114
10	国民健康保険料口座振替キャンペーン事業	実施	本市の平成28年度国民健康保険料口座振替の調定額割合は県平均の50.03%を大きく下回り44.39%で、県内13市の中では宇部市に次いで2番目に低い状況である。 一般的に、口座振替率と収納率は相関関係にある。そのため、保険料の口座振替を原則化するとともに、キャンペーン期間中に口座振替手続きをされた被保険者を対象に4,000円相当の市内名産品を贈呈する事業を展開し、長期的に安定した高収納率を確保する。	国保年金課	551,080
11	スマイルエイジング健康講座シリーズの作成及び講師登録制度	実施	【スマイルエイジング健康講座シリーズ】 市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために、市の出前講座の中で健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ市民に分かりやすく周知し、併せて講座メニューを増やし、充実させる。 【講師登録制度】 健康に関する出前講座の講師に、地域貢献したいという市内の専門職等に登録してもらい講師を務めていただく仕組みを作り、地域からの要望で地域の専門職が出前講座に出向く外部講師による健康講座をメニュー化する。	健康増進課	10,893
12	体験型観光漁業推進事業	実施	漁業従事者は全国的に年々高齢化の一途をたどっており、市内にある4つの漁協(刈屋、高泊、埴生、梶)いずれも陸揚量、漁船数が減少傾向にある。今後、漁港が老朽化により補修が必須であるが、陸揚量、漁船数など港勢の基本数値が足りず補助事業の採択要件にも満たない状況にある。 漁業従事者の増加、近隣漁協と市民との交流を目的に観光漁業と体験漁業を組み合わせた事業に補助する。 ○観光底引き網漁 ○漁船の体験乗船 ○下関・宇部を含む漁協との合同開催による多様な魚種を身近とする体験漁業など ○多様な魚種を身近とする体験漁業(干満差を利用した建干網漁など)	農林水産課	500,000
13	オートレース選手宿舎施設整備事業	実施	平成27年11月から、まちづくりの一環として、山陽オートレース場を日本パラサイクリング連盟の練習場所として活用している。 また、平成29年度には、全国の将来性豊かなアスリートを発掘するためのプロジェクト「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト」のパラリンピック・自転車競技の拠点施設として山陽オートレース場が指定された。 さらに、平成30年4月に東京2020パラリンピック競技大会に関するナショナルチームのキャンプ地に決定した。 このような経緯を踏まえ、今後障がい者アスリートがオートレース場を練習場所として活用する機会が増すことが想定されるため、障がい者アスリートに快適な練習環境を提供する必要性が生じているので、練習時等に使用するオートレース選手宿舎内の集会室の畳を新調する。 畳購入費用(90枚分)	公営競技事務所	660,000

No.	事業名	実施 ・ 未実施	事業の概要	所属課	決算額 (円)
14	デザインマンホール作成事業	実施	マンホールを通じて下水道に興味を持ってもらい、下水道のイメージアップを図るため、山陽小野田市の新しいデザインマンホールを作成し、市街の見やすい場所に設置する。 マンホールのデザインには、青空と夕陽の2パターンの「くぐり岩とひまわり」を採用し、小野田地区2か所、山陽地区2か所に設置する。 また、本デザインマンホールを使ったマンホールカードを作成し、令和2年度から配布を開始する。	下水道課	2,117,500
15	山陽小野田市限定のナンバープレートの作製	実施	魅力ある「スマイルシティさんようおのだ」のナンバープレートを作成し、全国にアピールする。 市限定ナンバープレートを原動機付自転車につけてもらうことで「走る広告塔」として市内外へのアピールを行う。 また、本市の特色あるナンバープレートを交付することで、更なるシビックプライドの醸成を図る。	税務課	913,000
16	薬膳による“ひと”・“まち”・“しごと”活性化事業	不執行	超高齢化社会を迎える中、健康寿命は多くの人にとって切実な願いであり、今後、ますます関心が高まっていくものと考えられる。県内唯一の薬学部がある市の特徴を活かし、薬膳料理を活用した市民の健康意識の向上、商業の活性化、観光・交流人口の増加、地産地消の推進を図る。 行政は仕組みづくりや情報発信を、大学は知識や情報の提供を、商業(市内の料飲食店)は薬膳料理の提供することによる観光・交流人口の増加、市民等は参加することによる健康づくりの推進やまちの活性化を図る。 令和元年度は、当該事業を進めるための関係者が参加する「薬膳を活用したまちづくり検討委員会(仮)」を設置し、事業について検討し、令和2年度の実施に向けての準備を行い、令和2年度に事業を実施する。	大学推進室	0
17	職員協創意識醸成事業(自主研修制度助成)	実施	職員の自主研修の助成について定めた「山陽小野田市職員研修に関する規程」9条2項に関して、一定額を助成する要綱を定め、「協創のまちづくり」を進めるうえで、職員の意識改革、資質向上を目的とする。	人事課	35,918
18	山陽小野田市スマイルアップPR事業(@宇部空港)	実施	市外の人に対しては、観光PRとともに、間接的ではあるがUIターンへの関心を喚起する。市内の利用者に対しては、山陽小野田市のスマイルアップ事業への周知、市民としてのアイデンティを醸成することが期待できる。	企画課	765,332

25 山陽小野田市ごみ状況(平成27年度)

(単位: kg)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	可燃物	粗大可燃物	不燃物	粗大不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	汚泥等	空き缶	びん	新聞	雑誌 雑紙	ダンボール	ペット ボトル	発泡 トレイ	古着	不法投棄	主灰	飛灰	返却異物
4月	1,779,000	3,950	54,830	3,120	62,060	31,770	95,170	143,830	11,860	47,540	54,400	65,310	34,390	12,280	2,805	20,220	10	187,730	51,820	10,230
5月	1,906,340	1,170	59,920	4,010	47,660	90,560	104,640	317,590	13,710	54,280	47,260	56,440	29,770	14,540	2,460	32,470	10	189,070	46,200	0
6月	1,981,470	430	48,770	5,850	56,920	42,510	89,340	307,300	10,740	45,290	38,920	39,920	26,880	12,260	2,820	23,560	340	207,510	55,320	0
7月	1,874,400	2,690	47,640	1,480	71,230	8,620	2,470	315,830	12,490	49,570	50,000	49,540	28,510	14,670	3,060	21,040	700	192,600	54,050	0
8月	1,839,570	5,210	44,440	3,060	69,940	3,060	20,810	312,650	13,770	55,200	52,430	48,840	32,670	18,510	3,030	18,020	100	144,810	40,840	0
9月	1,917,420	3,110	50,170	2,340	63,600	7,370	13,750	303,620	13,460	51,270	46,390	49,990	28,990	15,760	2,480	16,040	20	187,560	52,180	0
10月	1,864,510	6,500	58,350	2,480	62,810	40,650	470	303,020	13,480	50,340	51,570	49,480	30,260	14,090	2,780	23,880	190	160,100	50,110	0
11月	1,687,440	6,510	49,860	3,070	52,930	4,150	490	310,520	11,290	43,180	47,440	46,620	25,900	10,790	2,350	19,230	420	146,520	57,070	0
12月	1,943,400	4,290	52,870	2,410	73,180	7,970	0	324,570	11,170	46,320	51,740	57,850	31,020	11,010	2,390	18,200	490	163,060	63,400	0
1月	1,446,630	3,580	45,100	1,310	41,670	50	0	348,220	10,790	46,920	47,470	49,460	29,060	10,460	2,520	12,030	730	119,190	44,340	0
2月	1,419,610	6,050	39,500	2,510	38,360	1,790	0	335,070	12,330	43,010	50,570	47,860	26,340	9,990	2,290	12,540	100	101,150	46,720	0
3月	1,608,740	7,750	57,880	4,190	63,400	6,500	0	359,120	12,810	43,820	54,930	59,360	28,640	11,020	2,420	16,200	0	151,380	46,460	10,240
合計	21,268,530	51,240	609,330	35,830	703,760	245,000	327,140	3,681,340	147,900	576,740	593,120	620,670	352,430	155,380	31,405	233,430	3,110	1,950,680	608,510	20,470

※ 粗大可燃ごみ…大型ごみ、木など破砕機処理するごみ

※ 粗大不燃物…大型ごみ、ソファ、学習機などの燃やせないごみ

※ 混合ごみ…燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの混合の持込み

※ 災害ごみ…火事など

①可燃ごみ(1・2)	21,319,770 kg
②不燃ごみ・混合ごみ(3～5)	1,348,920 kg
③資源ごみ(9～16)	2,711,075 kg
※年間ごみ排出量(①+②+③)	25,379,765 kg

山陽小野田市ごみ状況(平成28年度)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
月	可燃物	粗大 可燃物	不燃物	粗大 不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	汚泥等	空き缶	びん	新聞	雑誌 雑紙	ダンボー ル	ペット ボトル	発泡 トレイ	古着	不法投棄	主灰	飛灰	返却異物
4月	1,749,830	6,600	53,400	3,260	55,920	26,790	10,640	321,690	11,830	48,410	49,930	64,100	29,500	11,250	2,390	20,490	200	177,090	51,410	0
5月	1,780,370	6,740	56,740	2,450	57,490	85,140	0	315,720	13,690	52,190	50,720	57,460	31,170	14,190	2,510	29,160	240	163,080	43,440	0
6月	1,638,300	9,120	41,140	2,900	44,520	36,960	1,010	321,380	12,760	45,430	44,270	43,340	27,430	13,770	2,770	22,370	120	199,220	59,060	0
7月	1,685,790	6,660	45,370	3,920	56,300	22,820	300	294,090	12,570	48,120	45,300	43,010	26,950	13,350	2,910	17,680	50	143,290	49,500	9,450
8月	1,584,780	8,690	42,470	3,670	49,250	10,420	0	319,870	14,160	51,180	47,720	46,390	30,710	18,850	3,280	13,760	10	167,910	50,050	0
9月	1,512,580	4,750	38,100	3,500	38,740	9,390	0	279,530	13,730	50,520	40,530	41,270	27,640	16,910	2,530	12,910	170	132,070	34,950	0
10月	1,540,800	7,490	46,150	4,930	45,890	22,860	0	301,180	13,360	46,320	49,120	45,110	27,680	14,940	2,360	20,080	110	172,050	44,120	0
11月	1,583,800	6,260	51,880	4,540	38,880	14,480	2,440	294,830	11,750	40,260	43,940	45,250	26,090	11,210	2,060	19,620	560	121,030	34,720	0
12月	1,572,850	7,360	51,960	4,310	50,850	4,270	5,350	323,140	11,870	48,310	50,560	53,330	29,310	11,140	2,520	17,800	590	137,950	45,150	9,330
1月	1,366,660	4,460	44,360	3,260	26,420	600	1,480	358,780	12,320	50,820	45,370	45,950	28,620	10,870	2,520	14,200	400	133,540	46,210	0
2月	1,176,930	8,350	38,370	3,680	24,650	11,510	2,270	324,870	10,560	39,690	40,330	37,600	22,830	9,430	2,270	10,310	40	84,210	34,410	0
3月	1,432,950	7,050	46,760	4,550	50,170	6,650	1,170	362,140	11,700	42,640	47,360	48,650	26,230	10,240	2,280	14,010	1,000	160,350	56,470	9,910
合計	18,625,640	83,530	556,700	44,970	539,080	251,890	24,660	3,817,220	150,300	563,890	555,150	571,460	334,160	156,150	30,400	212,390	3,490	1,791,790	549,490	28,690

※ 粗大可燃ごみ…大型ごみ、木など破砕機処理するごみ

※ 粗大不燃物…大型ごみ、ソファ、学習機などの燃やせないごみ

※ 混合ごみ…燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの混合の持込み

※ 災害ごみ…火事など

①可燃ごみ(1・2) 18,709,170 kg

②不燃ごみ・混合ごみ(3～5) 1,140,750 kg

③資源ごみ(9～16) 2,573,900 kg

※年間ごみ排出量(①+②+③) 22,423,820 kg

山陽小野田市ごみ状況(平成29年度)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
月	可燃物	粗大可燃物	不燃物	粗大不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	汚泥等	空き缶	びん	新聞	雑誌 雑紙	ダンボール	ペット ボトル	発泡 トレイ	古着	不法投棄	主灰	飛灰	返却異物
4月	1,487,590	7,360	48,960	4,610	49,740	37,320	1,440	303,240	11,070	44,170	45,700	56,690	27,550	11,090	2,430	20,580	100	150,170	48,180	0
5月	1,662,780	8,770	58,230	2,720	66,560	113,970	1,330	332,910	14,630	50,830	47,340	56,890	30,520	13,970	2,540	34,270	110	211,560	55,600	0
6月	1,552,950	6,860	50,000	3,570	46,530	28,940	0	323,000	10,900	45,080	36,050	40,620	23,680	13,320	2,620	22,850	110	156,740	44,440	9,680
7月	1,533,080	3,540	42,590	4,860	56,210	13,900	1,300	290,730	13,340	47,390	43,080	42,980	27,560	15,620	2,760	18,120	0	173,970	55,290	0
8月	1,661,010	3,780	43,600	5,960	61,250	4,080	780	290,560	13,110	50,570	38,980	41,440	27,770	18,020	2,720	15,340	280	144,480	48,900	0
9月	1,558,350	3,750	46,100	6,790	37,050	9,970	580	275,770	14,250	50,130	39,380	42,610	28,490	17,220	2,400	15,360	100	160,610	57,090	0
10月	1,650,450	6,780	50,770	6,090	43,330	23,800	0	287,120	12,010	39,660	38,250	39,880	24,760	13,480	2,480	18,470	10	121,110	39,340	10,610
11月	1,418,220	5,590	64,210	9,850	40,330	9,100	480	304,730	12,300	42,830	42,980	44,330	25,850	12,120	2,470	24,760	330	168,590	57,230	0
12月	1,561,650	6,430	65,590	8,790	56,370	3,030	0	331,510	12,190	42,640	46,700	49,240	28,530	10,670	2,820	17,130	90	137,450	47,700	0
1月	1,268,270	3,020	39,290	5,430	26,780	0	2,980	314,030	12,440	44,440	38,410	41,470	27,750	10,930	2,880	13,340	290	114,610	42,910	0
2月	1,110,270	3,610	35,980	4,860	42,030	1,660	1,830	311,230	9,950	38,280	35,760	36,140	22,210	8,710	2,090	9,450	490	83,720	33,670	0
3月	1,435,510	4,320	47,960	10,280	55,520	4,200	970	347,700	11,470	41,450	41,870	48,470	25,270	10,510	2,770	16,380	180	202,850	59,060	9,880
合計	17,900,130	63,810	593,280	73,810	581,700	249,970	11,690	3,712,530	147,660	537,470	494,500	540,760	319,940	155,660	30,980	226,050	2,090	1,825,860	589,410	30,170

40

※ 粗大可燃ごみ…大型ごみ、木など破砕機処理するごみ

※ 粗大不燃物…大型ごみ、ソファ、学習機などの燃やせないごみ

※ 混合ごみ…燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの混合の持込み

※ 災害ごみ…火事など

①可燃ごみ(1・2)

17,963,940 kg

②不燃ごみ・混合ごみ(3~5)

1,248,790 kg

③資源ごみ(9~16)

2,453,020 kg

※年間ごみ排出量(①+②+③)

21,665,750 kg

山陽小野田市ごみ状況(平成30年度)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
月	可燃物	粗大 可燃物	不燃物	粗大 不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	汚泥等	空き缶	びん	新聞	雑誌 雑紙	ダンボー ル	ペット ボトル	発泡 トレイ	古着	不法投棄	主灰	飛灰	返却異物
4月	1,470,510	4,730	63,650	11,580	49,390	39,900	260	297,250	11,500	43,730	42,660	57,100	28,420	11,330	2,970	23,150	120	144,130	45,470	0
5月	1,693,100	6,420	67,760	8,850	55,120	58,960	0	302,320	14,210	48,000	39,060	47,700	29,080	14,300	3,050	28,450	250	166,060	44,740	0
6月	1,553,710	4,430	53,520	10,440	49,030	52,310	0	280,900	11,470	43,290	35,760	40,120	25,020	13,060	3,140	19,420	130	170,110	54,890	0
7月	1,805,640	6,910	45,870	7,000	58,080	10,240	840	268,380	12,010	42,300	36,330	37,630	24,880	14,960	3,030	17,040	210	157,780	48,400	0
8月	1,444,340	10,800	43,790	5,840	64,560	5,010	0	288,490	14,660	47,430	39,700	42,270	28,990	20,550	3,150	16,200	120	92,820	34,660	0
9月	1,367,820	5,100	48,000	4,410	43,700	5,300	0	258,110	10,510	48,610	26,080	30,180	19,480	14,380	2,360	10,620	330	128,960	42,520	0
10月	1,655,720	7,490	53,250	6,020	62,680	20,130	0	279,230	13,770	39,810	37,500	39,890	24,480	15,500	2,160	23,680	70	163,220	41,740	10,690
11月	1,473,870	7,140	59,920	6,740	67,310	2,740	0	308,440	11,990	40,570	34,380	37,990	24,500	12,590	2,110	23,060	290	159,750	46,080	0
12月	1,519,150	5,190	59,660	5,920	75,860	1,430	0	314,850	11,200	42,490	31,200	36,640	23,340	10,300	1,950	17,320	100	138,870	47,100	10,440
1月	1,270,680	5,940	43,370	6,050	56,200	120	0	320,570	12,240	45,520	34,230	42,920	27,910	12,310	2,280	16,430	110	129,310	48,030	0
2月	1,179,560	5,130	43,540	5,660	49,950	1,090	0	297,590	9,750	36,610	26,800	30,790	19,430	9,090	1,240	10,930	190	92,990	32,490	0
3月	1,414,000	5,490	48,310	7,900	70,030	1,890	0	338,850	9,610	40,120	29,360	38,400	19,440	9,440	1,350	13,380	230	148,710	49,040	0
合計	17,648,100	74,770	630,640	86,410	701,910	199,120	1,100	3,554,980	142,920	518,480	413,060	481,630	294,970	157,810	28,790	219,680	2,150	1,692,710	535,160	21,130

※ 粗大可燃ごみ…大型ごみ、木など破砕機処理するごみ

※ 粗大不燃物…大型ごみ、ソファ、学習機などの燃やせないごみ

※ 混合ごみ…燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの混合の持込み

※ 災害ごみ…火事など

①可燃ごみ(1・2) 17,722,870 kg

②不燃ごみ・混合ごみ(3~5) 1,418,960 kg

③資源ごみ(9~16) 2,257,340 kg

※年間ごみ排出量(①+②+③) 21,399,170 kg

山陽小野田市ごみ状況(平成31年度)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	可燃物	粗大可燃物	不燃物	粗大不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	汚泥等	空き缶	びん	新聞	雑誌 雑紙	ダンボール	ペット ボトル	発泡 トレイ	古箆	不法投棄	主灰	飛灰	返却異物
4月	1,530,060	4,010	51,410	8,020	70,370	23,680	0	323,110	10,350	39,190	30,680	47,090	24,350	11,080	1,890	18,490	80	184,110	61,010	9,030
5月	1,597,940	3,590	61,720	9,460	70,200	55,110	0	325,160	15,480	47,900	35,320	50,550	28,210	15,220	1,840	33,580	20	173,620	48,380	0
6月	1,429,570	2,020	42,490	10,360	57,600	48,760	0	305,980	10,630	41,010	26,630	34,120	20,000	12,270	1,570	16,740	20	120,190	39,810	0
7月	1,605,750	3,900	37,870	11,270	62,370	12,610	0	300,500	11,140	40,970	29,170	35,830	21,030	13,580	1,690	15,490	140	164,010	57,480	0
8月	1,517,030	2,460	40,620	9,320	70,340	3,720	1,710	292,860	14,090	42,580	31,660	33,720	22,430	17,400	1,800	13,410	80	99,580	30,760	0
9月	1,404,940	2,140	48,670	11,870	69,050	8,710	0	262,800	13,220	47,640	32,650	37,700	22,910	15,430	1,740	13,870	0	173,890	51,420	10,030
10月	1,568,030	1,390	45,380	12,240	65,360	19,040	0	301,680	12,260	38,470	30,920	37,000	21,440	14,280	1,890	17,800	0	101,070	28,910	0
11月	1,452,210	3,910	59,070	10,040	62,640	5,850	0	347,010	11,910	40,210	31,900	35,310	21,480	12,530	1,310	20,080	0	149,790	46,100	0
12月	1,567,570	3,100	56,150	12,870	85,550	3,710	0	327,180	10,710	40,590	32,240	37,760	21,470	10,360	1,340	18,450	0	95,000	34,860	0
1月	1,343,950	2,370	42,070	13,060	52,910	50	0	363,110	12,970	45,590	32,610	40,450	25,430	12,290	1,710	15,040	140	148,730	55,890	10,320
2月	1,212,040	2,970	40,900	8,430	49,420	1,140	0	363,070	9,300	34,700	25,910	28,600	18,120	9,100	1,130	10,310	360	107,460	39,590	10,820
3月	1,441,930	3,520	50,380	16,270	84,250	100	0	374,700	11,820	37,430	32,270	49,750	21,610	11,140	1,110	16,260	0	130,640	47,770	0
合計	17,671,020	35,380	576,710	133,210	800,060	182,480	1,710	3,887,160	143,880	496,280	371,960	467,880	268,480	154,680	19,020	209,520	840	1,648,090	541,980	40,200

※ 粗大可燃ごみ…大型ごみ、木など破砕機処理するごみ

※ 粗大不燃物…大型ごみ、ソファー、学習机などの燃やせないごみ

※ 混合ごみ…燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの混合の持込み

※ 災害ごみ…火事など

①可燃ごみ(1・2)

17,706,400 kg

②不燃ごみ・混合ごみ(3~5)

1,509,980 kg

③資源ごみ(9~16)

2,131,700 kg

※年間ごみ排出量(①+②+③)

21,348,080 kg

26 平成27年度～平成31年度資源売払い表

品目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
新聞	重量	603,500	562,900	499,760	434,280	372,320
	金額	8,200,991	7,746,589	7,724,782	8,085,762	5,741,974
雑誌 雑紙	重量	644,320	618,210	565,450	519,220	501,800
	金額	7,167,411	6,921,241	6,461,486	5,267,675	4,332,184
段ボール	重量	404,530	376,970	349,980	330,190	315,390
	金額	4,928,473	4,626,782	4,346,746	4,563,973	3,095,331
アルミ	重量	65,270	79,480	85,990	78,850	80,450
	金額	11,106,124	9,727,298	12,783,980	12,164,514	10,283,101
スチール	重量	75,920	81,980	65,370	75,210	61,620
	金額	1,884,459	1,583,018	1,626,740	2,449,233	1,758,408
スクラップ	重量	207,550	184,600	209,420	243,700	216,620
	金額	4,539,952	3,511,845	4,468,307	6,536,319	4,191,273
非鉄 スクラップ	重量	16,720	22,398	19,350	24,950	28,840
	金額	2,552,281	2,239,398	2,158,681	2,829,550	2,418,812
発泡 スチロール	重量	23,407	19,556	21,217	23,543	20,860
	金額	1,714,102	780,734	805,358	1,261,377	1,304,591
ペットボトル	重量	145,010	145,130	148,850	156,750	154,280
	金額	6,879,028	5,457,219	5,545,596	2,826,346	4,013,397
紙パック	重量	2,860	4,613	1,650	2,990	1,130
	金額	18,532	29,891	10,692	19,375	7,322
無色 ガラスカレット	重量	211,720	190,560	181,540	181,440	164,960
	金額	137,188	123,478	117,636	117,568	76,839
茶色 ガラスカレット	重量	159,760	175,780	146,600	163,600	151,020
	金額	86,266	94,918	79,162	88,341	54,368
リターナブル ビン	本数	28,072	28,072	25,930	26,960	23,072
	金額	90,948	90,948	84,008	87,347	75,474
その他ビン	重量	58,460	74,020	50,930	55,900	61,310
売払金額合計	金額	49,305,755	42,933,359	46,213,174	46,297,380	37,353,074

5年間の障がい者サービス利用人数及び市の負担額

(金額:千円)

サービス・事業名	利用数の単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額
居宅介護(ホームヘルプ)	延べ日数	5,070	25,529	4,477	19,856	3,172	15,834	2,637	11,612	2,230	8,938
重度訪問介護	延べ日数	130	1,129	465	3,507	537	3,590	518	3,012	465	2,756
療養介護・療養介護医療	延べ日数	2,562	42,384	2,555	31,945	2,899	31,551	3,250	35,827	3,547	38,244
同行援護	延べ日数	244	1,701	248	1,976	238	1,997	242	1,900	315	2,847
短期入所(ショートステイ)	延べ日数	1,105	8,357	852	6,935	636	6,470	737	7,255	687	5,806
生活介護	延べ日数	33,674	343,655	34,837	342,828	34,077	350,007	34,303	361,141	35,771	361,902
施設入所支援	延べ日数	31,004	121,951	28,908	120,505	29,316	118,876	29,030	123,216	29,691	121,321
共同生活援助(グループホーム)	延べ日数	16,492	58,974	17,322	61,548	19,106	67,824	19,210	63,637	19,490	68,613
宿泊型自立訓練	延べ日数	750	2,690	1,006	3,818	1,780	6,950	1,280	4,878	1,390	5,548
自立訓練(生活訓練)	延べ日数	679	4,644	803	5,523	1,196	8,519	1,015	7,227	1,088	8,125
就労移行支援	延べ日数	5,187	44,881	6,992	51,010	5,846	37,243	3,437	24,900	2,707	24,086
就労継続支援(A型)	延べ日数	4,467	23,015	4,521	24,939	5,858	34,503	4,920	30,202	4,867	30,402
就労継続支援(B型)	延べ日数	30,138	193,476	34,601	208,190	36,514	239,928	37,601	247,347	37,221	259,992
就労定着支援	延べ件数							12	297	44	1,300
児童発達支援	延べ日数	1,411	14,083	1,601	16,482	6,350	47,337	6,104	47,442	6,312	51,182
放課後等デイサービス	延べ日数	4,445	36,458	8,589	67,101	10,588	103,555	12,390	122,691	16,421	169,541
保育所等訪問支援	延べ日数	3	29	2	20	2	32	2	22	0	0
補装具給付	延べ件数	136	14,418	127	11,794	116	10,220	127	13,934	119	11,412
更生医療給付	レセプト件数	3,253	110,244	3,306	116,179	3,563	128,826	3,704	97,280	3,801	99,915
育成医療給付	レセプト件数	103	1,497	90	1,804	94	1,402	123	7,205	113	1,875
日中一時支援	延べ日数	4,999	16,078	5,719	17,401	5,808	13,765	6,133	13,542	6,257	12,686
移動支援	延べ時間	761	1,878	612	1,454	726	1,747	552	1,311	374	836
自動車改造等助成(改造・免許)	延べ件数	6	600	4	323	2	200	2	195	5	500
住宅改修費助成	延べ件数	4	477	3	540	2	81	1	200	1	180
日常生活用具給付	延べ件数	1,379	12,851	1,281	12,667	1,357	12,064	1,377	12,633	1,457	13,670
重度心身障害者福祉医療助成	延べ件数	60,044	309,320	60,302	316,985	60,068	309,355	58,494	297,809	58,026	303,211
福祉タクシー助成	交付冊数	1,690	28,790	1,622	27,122	1,788	26,047	1,592	24,351	1,487	22,936

成人検診、がん検診実施状況（5年間）

（全年齢）

		平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			従来の 算出方法	現在の 算出方法	従来の 算出方法	現在の 算出方法	従来の 算出方法	現在の 算出方法	従来の 算出方法	現在の 算出方法
胃がん	対象者数	22,070	22,070	32,211	20,345	32,102	20,345	32,106	20,345	31,983
	受診者数	4,012	2,393	2,393	1,898	1,898	2,102	2,102	1,842	1,842
	受診率	18.2	12.6	8.7	21.1	13.4	19.7	12.5	19.4	12.3
大腸がん	対象者数	22,070	22,070	40,476	21,815	40,384	21,815	40,345	21,815	40,124
	受診者数	4,487	3,739	3,739	3,676	3,676	3,445	3,445	3,593	3,593
	受診率	20.3	16.9	9.2	16.9	9.1	15.8	8.5	16.5	9.0
肺がん	対象者数	22,070	22,070	40,476	21,815	40,384	21,815	40,345	21,815	40,124
	受診者数	6,629	6,420	6,420	6,274	6,274	6,173	6,173	6,377	6,377
	受診率	30.0	29.1	15.9	28.8	15.5	28.3	15.3	29.2	15.9
子宮がん	対象者数	16,479	16,479	28,214	15,608	27,982	15,608	27,738	15,608	27,402
	受診者数	1,280	1,179	1,179	1,206	1,206	1,040	1,040	1,215	1,215
	受診率	19.0	14.9	8.7	15.3	8.5	14.4	8.1	14.4	8.2
乳がん	対象者数	14,175	14,175	22,246	13,818	22,145	13,818	22,110	13,818	21,983
	受診者数	1,208	963	963	939	939	851	851	991	991
	受診率	17.7	15.3	9.8	13.8	8.6	13.0	8.1	13.3	8.4
前立腺がん	対象者数	3,448	3,448	9,318	3,042	8,739	3,042	8,511	3,042	8,213
	受診者数	517	504	504	522	522	494	494	496	496
	受診率	15.0	14.6	5.4	17.2	6.0	16.2	5.8	16.3	6.0
結核	受診者数	5,515	5,486		5,377		5,248		5,410	
	受診率	35.7	34.3		33.7		32.9		33.9	
健康診査	受診者数	15	12		10		5		8	
女性	受診者数	63	50		71		35		45	

※H28から対象者数の算出方法が変更になっています。5年間比較のため、従来の算出方法での受診率も出しております。

※がん検診の種類によって受診率の算定方法が異なっております。

※胃がん検診はH28から対象者及び受診方法が変更になり、受診率の算定方法が変則的になっております。

議会資料恵与

(2)その他関係資料(別紙2)

29 生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(5年間)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数	196	175	124	123	85
申請件数	70	67	58	60	47
却下件数	5	6	5	2	3

児童虐待相談件数、保護件数、保護人数

年 度	相談件数	保護件数	保護人数
平成27年度	5件	1件	2人
平成28年度	17件	1件	1人
平成29年度	4件	3件	3人
平成30年度	25件	4件	8人
令和元年度	24件	3件	6人
合 計	54件	10件	17人

31 児童クラブ別申込数、利用人数、定員

クラブ名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本山	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	48	54	39	50	59
	延べ利用者数	7,519	7,862	7,327	8,471	8,226
	平均利用人数	26.1	27.3	25.4	30.0	28.7
赤崎	定員	46	46	46	46	46
	申込者数	69	72	66	92	81
	延べ利用者数	10,862	11,124	11,379	14,055	11,472
	平均利用人数	37.8	38.6	39.4	49.7	40.1
須意	定員	50	50	50	50	50
	申込者数	83	99	118	125	111
	延べ利用者数	13,096	13,490	16,105	16,547	16,805
	平均利用人数	45.5	46.8	55.9	58.6	58.8
小野田	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	60	62	71	70	68
	延べ利用者数	8,938	9,002	10,530	9,681	8,255
	平均利用人数	31.1	31.2	36.5	34.2	28.9
高泊	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	67	67	60	70	79
	延べ利用者数	11,558	11,608	9,432	11,014	11,517
	平均利用人数	40.1	40.3	32.7	39.0	40.3
高千帆	定員	50	50	50	50	50
	申込者数	105	115	130	131	152
	延べ利用者数	12,220	13,465	15,719	16,205	19,751
	平均利用人数	42.5	46.7	54.5	56.9	69
有帆	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	48	43	46	44	43
	延べ利用者数	9,100	6,605	6,877	6,123	6,270
	平均利用人数	31.6	22.9	23.8	21.7	21.9
厚狭	定員	80	80	80	80	80
	申込者数	129	144	148	94	97
	延べ利用者数	14,990	15,445	16,883	11,918	12,958
	平均利用人数	52.1	53.6	58.6	42.1	45.3
出合	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	29	40	40	48	54
	延べ利用者数	3,735	4,032	4,705	5,647	6,198
	平均利用人数	13	14	16.3	20.0	21.7
厚陽	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	17	16	21	18	24
	延べ利用者数	2,602	2,658	3,397	1,969	3,113
	平均利用人数	9	9.2	11.8	7.0	10.9
植生	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	35	44	47	42	49
	延べ利用者数	3,893	4,769	4,493	4,532	4,167
	平均利用人数	13.6	17	15.6	16.1	14.5
津布田	定員	20	20	20	20	20
	申込者数	8	13	16	10	14
	延べ利用者数	1,172	1,979	1,579	1,599	2,010
	平均利用人数	4.1	6.9	5.5	5.7	7
第二厚狭	定員				40	40
	申込者数				47	44
	延べ利用者数				6,401	6,436
	平均利用人数				22.7	22.5
合計	定員	496	496	496	536	536
	申込者数	698	769	802	841	875
	延べ利用者数	99,685	102,039	108,426	114,162	117,178
	平均利用人数	346.3	354.5	376.0	403.7	409.6

32 令和元年度保育所保育料及び階層ごとの人数

(円、人)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		標準時間						短時間					
		保育料			R2.3.31現在 人数			保育料			R2.3.31現在 人数		
		3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2	1	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	42	17	38	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2	1	1
Bb	A階層およびBa階層を除き 市町村民税非課税世帯	5,900 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	13	4	16	5,900 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	0	0	0
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) (ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯)	6,500 (6,500)	4,900 (0)	4,900 (0)	7	1	10	6,400 (6,400)	4,800 (0)	4,800 (0)	0	0	0
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	14,000 (14,000)	10,900 (0)	10,900 (0)	16	9	14	13,800 (13,800)	10,700 (0)	10,700 (0)	2	1	3
D1a	所得割課税額48,600円未満 (ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯)	7,400 (7,400)	5,300 (0)	5,300 (0)	8	10	20	7,200 (7,200)	5,100 (0)	5,100 (0)	0	0	1
D1b	所得割課税額 48,600円未満	19,400 (19,400)	16,500 (0)	16,500 (0)	23	7	25	19,200 (19,200)	16,300 (0)	16,300 (0)	3	3	4
D2a	所得割課税額60,000円未満 (ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯)	8,300 (8,300)	5,700 (0)	5,700 (0)	1	2	2	8,100 (8,100)	5,500 (0)	5,500 (0)	0	0	1
D2b	所得割課税額 60,000円未満	23,000 (23,000)	20,000 (0)	20,000 (0)	13	6	10	22,600 (22,600)	19,700 (0)	19,700 (0)	3	0	1
D3a	所得割課税額77,101円未満 (ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯)	9,000 (9,000)	6,000 (0)	6,000 (0)	3	0	4	8,800 (8,800)	5,800 (0)	5,800 (0)	1	0	0
D3b	所得割課税額 77,101円未満	25,500 (25,500)	23,300 (0)	23,300 (0)	53	13	22	25,100 (25,100)	22,900 (0)	22,900 (0)	2	2	1
D4	所得割課税額 97,000円未満	30,000 (30,000)	25,000 (0)	25,000 (0)	53	22	36	29,600 (29,600)	24,600 (0)	24,600 (0)	3	0	2
D5	所得割課税額 116,000円未満	32,000 (32,000)	28,000 (0)	27,000 (0)	62	25	48	31,500 (31,500)	27,500 (0)	26,600 (0)	4	2	2
D6	所得割課税額 139,000円未満	39,000 (39,000)	32,400 (0)	28,400 (0)	57	24	51	38,400 (38,400)	31,900 (0)	27,900 (0)	4	3	1
D7	所得割課税額 169,000円未満	44,500 (44,500)	32,400 (0)	28,400 (0)	68	26	60	43,900 (43,900)	31,900 (0)	27,900 (0)	8	2	2
D8	所得割課税額 211,200円未満	46,500 (46,500)	32,400 (0)	28,400 (0)	53	28	66	45,800 (45,800)	31,900 (0)	27,900 (0)	11	2	5
D9	所得割課税額 229,000円未満	54,600 (54,600)	32,400 (0)	28,400 (0)	13	9	25	53,700 (53,700)	31,900 (0)	27,900 (0)	2	0	0
D10	所得割課税額 301,000円未満	56,200 (56,200)	32,400 (0)	28,400 (0)	43	25	51	55,300 (55,300)	31,900 (0)	27,900 (0)	5	3	5
D11	所得割課税額 397,000円未満	61,000 (61,000)	32,400 (0)	28,400 (0)	8	14	21	60,000 (60,000)	31,900 (0)	27,900 (0)	0	0	0
D12	所得割課税額 397,000円以上	80,000 (80,000)	32,400 (0)	28,400 (0)	1	6	18	78,700 (78,700)	31,900 (0)	27,900 (0)	1	1	0
合計					539	249	540				51	20	29

※保育料のうち括弧内は令和元年10月からの保育料

第2子以降は、条件により減免あり

33 5年間の校区別寝たきり老人数、緊急通報利用者数

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報
有帆校区	9	/	9	/	2	/	2	/	0	/
高千帆校区	9		9		8		6		4	
高泊校区	6		6		5		2		2	
小野田校区	4		3		5		3		2	
須恵校区	7		7		5		3		3	
赤崎校区	3		4		4		2		5	
本山校区	0		0		0		1		3	
厚狭校区	10		9		10		6		7	
出合校区	6		6		2		0		0	
厚陽校区	4		5		2		1		2	
埴生校区	0		0		1		1		2	
津布田校区	2		2		2		1		0	
計	60	272	60	266	46	297	28	329	30	326

(寝たきり:各年度調査時点(6月中旬)現在)

(緊急通報:各年度3月末現在)

34 5年間の高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(各年度3月末現在)

(金額:千円)

	利用者数の単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額
在宅改修支援事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	1	2,000	0	0
成年後見制度利用支援事業	延べ人数	4	24	1	7	7	967	7	886	6	884
介護保険低所得者利用者負担軽減助成金	延べ人数	62	112	48	110	5	21	4	9	0	0
介護保険低所得者利用者負担対策措置費	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無年金者特別給付事業	実人数	4	450	3	330	2	240	2	240	2	240
寝たきり高齢者等見舞金	実人数	54	1,080	49	980	-	-	0	0	0	0
軽度生活援助(生活支援型ホームヘルプサービス)事業	延べ人数	763	1,266	802	1,462	-	-	-	-	-	-
訪問型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	-	-	859	10,643	1,529	18,923	1,470	18,322
通所型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	-	-	1,679	36,234	4,298	88,855	4,701	101,840
通所型サービス委託料(いきいき型)【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	-	-	3,818	10,298	-	-	-	-
介護予防型デイサービス事業【一般介護予防事業】	延べ人数	6,884	20,652	6,787	20,361	1,716	4,655	-	-	-	-
緊急時短期入所サービス(ショートステイ)事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活管理短期入所事業	延べ人数	31	112	20	73	20	73	24	95	49	193
寝具乾燥事業	延べ人数	87	421	86	453	76	362	60	237	60	300
入浴サービス事業	延べ人数	65	518	40	319	45	359	51	292	54	310
高齢者実態把握事業	延べ人数	2,369	6,396	2,393	6,462	2,173	5,957	2,093	5,652	1,850	4,995
配食サービス事業【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	-	-	5,323	2,462	-	-	-	-
配食サービス事業【任意事業】	延べ人数	9,920	4,675	9,673	4,548	2,820	1,311	-	-	-	-
紙おむつ助成事業	延べ人数	851	4,732	799	4,542	700	4,063	512	2,982	503	2,924
緊急通報システム台数(H25.8より安心相談ナースホン事業)	実人数	272	6,963	266	4,748	297	3,872	329	4,396	326	4,412
福祉電話	実人数	27	656	28	619	26	578	27	559	29	614

※平成29年度から総合事業開始に伴い、軽度生活援助(生活支援型ホームヘルプサービス)事業を廃止し、訪問型サービス(介護・予防生活支援サービス事業)

及び通所型サービス(介護・予防生活支援サービス事業)を開始。また、総合事業対象者の介護予防型デイサービス事業利用者は、通所型サービス事業(いきいき型)へ、配食サービス事業(任意事業)利用者は配食サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)にそれぞれ変更となった。

寝たきり高齢者等見舞金は、平成29年度に廃止し、平成30年度から内容を変えて実施。

ファミリーサポートセンターの利用実績

利用件数

年度	利用件数
平成28年度	872件
平成29年度	1,261件
平成30年度	610件
令和元年度	624件

会員数

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計
平成28年度	272人	43人	28人	343人
平成29年度	279人	44人	30人	353人
平成30年度	286人	42人	29人	357人
令和元年度	280人	36人	34人	350人

DV相談件数 (市民活動推進課)

年度	件数
R1	39
H30	43
H29	41
H28	54
H27	41



山陽小野田市中央福祉センターの管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市中央福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市福祉センター条例（平成17年山陽小野田市条例第104号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された乙が行う福祉センターの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）福祉センターの使用の許可に関する業務
- （2）福祉センターの維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等

並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、福祉センターが円滑に運営されるように管理しなければならない。



2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成30年度	金12,320,000円 (消費税及び地方消費税相当額に相当する金額を除いた額)
平成31年度	金12,320,000円 (消費税及び地方消費税相当額に相当する金額を除いた額)
平成32年度	金12,320,000円 (消費税及び地方消費税相当額に相当する金額を除いた額)

※当該消費税及び地方消費税相当額は、当該指定管理料の請求のときに加算する。

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成30年度の事業計画については当該年度開始後速やかに提出するものとする。

(1) 管理運営の体制

(2) 管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、管理業務の運営状況について甲の指定する様式により、毎月終了後20日以内に甲に報告しなければならない。

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 各施設の利用状況

(3) 管理経費の収支決算

(4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、乙が福祉センターの指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」とあるのは「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2. 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理運營業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3.「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理の業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(福祉センターの使用)

第18条 乙は、管理物件を除く福祉センターの施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第19条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第20条 乙は、福祉センターの管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第21条 福祉センターの業務管理に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することがで

きる。

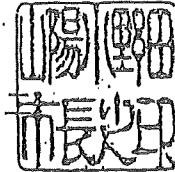
(協議)

第22条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号
社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
会 長 森 田 純



別記1 (第2条関係)

管理業務仕様書

管理業務の範囲

- (1) 福祉センター使用申請の受付、使用料の徴収
- (2) 福祉センター内外の掃除
- (3) 浴室使用日における浴室の準備及び浴槽の湯加減の調節
- (4) 娯楽のための会館利用者に対する湯茶の準備
- (5) 火災予防及び盗難防止並びに災害発生時における会館利用者の避難誘導及び関係機関への通報
- (6) その他センター管理に関する事項
施設及び備品の管理、電話の受付、緊急用連絡、消灯確認、戸締まり、文書の收受他

業務の時間

毎週(日、月、火、木、金、土曜日) 8:30~22:00

ただし、祝日、水曜日が祝日の場合翌日、8月15日、12月29日から1月3日までは除く。

掃除業務の基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 毎日実施するところ：玄関ホール、各室、便所、風呂(開設日)
- (2) 週1回以上実施するところ：倉庫、駐車場、前庭
- (3) 月1回以上実施するところ：窓ガラス拭き

別記2 (第8条関係)

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など(予算案の不承認、政策変更等)	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など(不可抗力を除く)		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(1件500千円未満のもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(極めて小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3 (第16条関係)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報

の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

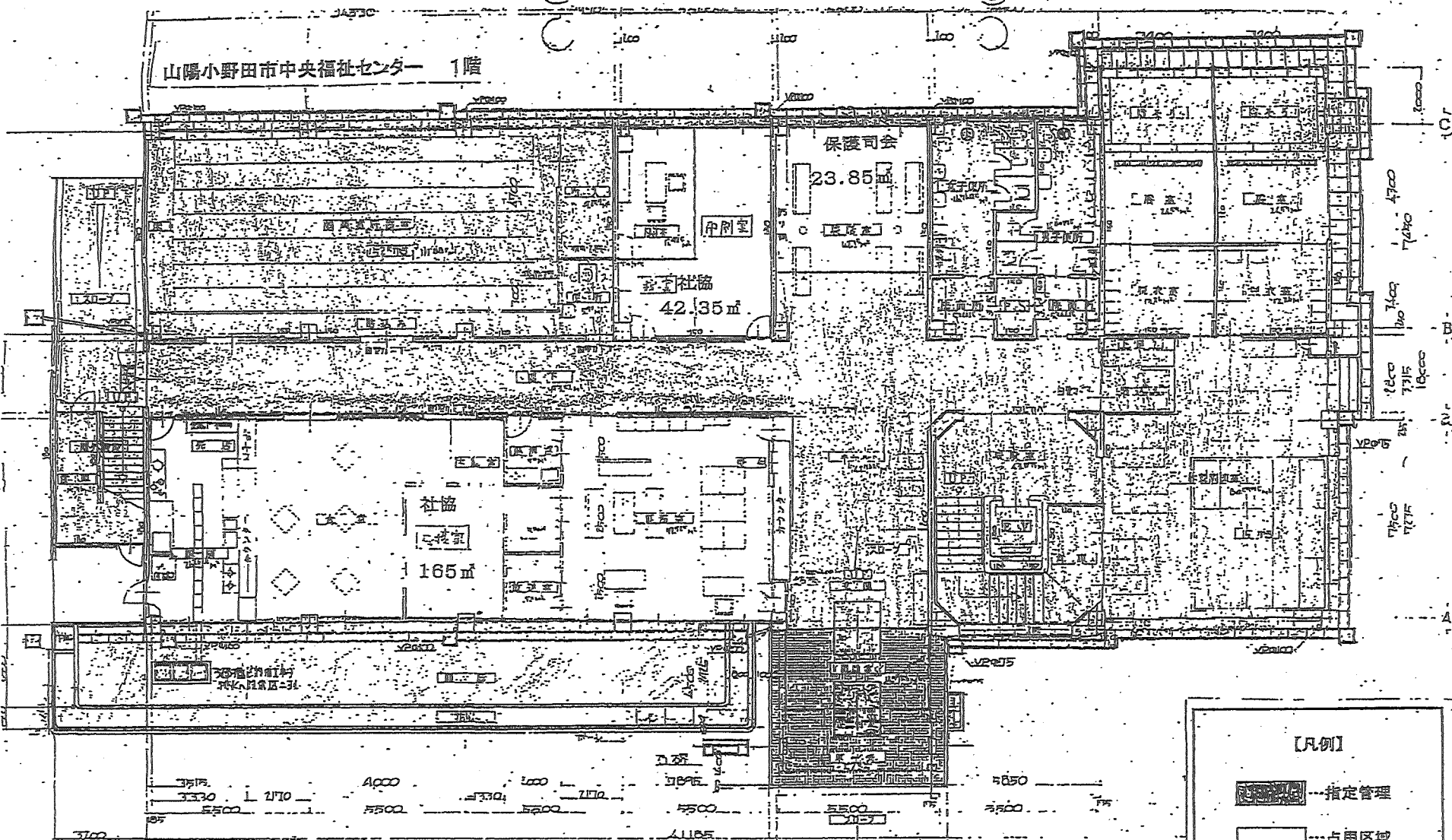
(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

山陽小野田市中心福祉センター 1階



65

【凡例】

- 指定設備
- 占用区域

階	用途	面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	床面積 (㎡)
1階	事務所	150	160	150
1階	会議室	100	110	100
1階	多目的室	165	175	165
1階	市民協	42.35	45	42.35
1階	保護司会	23.85	25	23.85
1階	その他	100	110	100
1階	合計	587.7	630	587.7

小野田市中心福祉センター新築工事設計図

1階平面図

縮尺 1/100

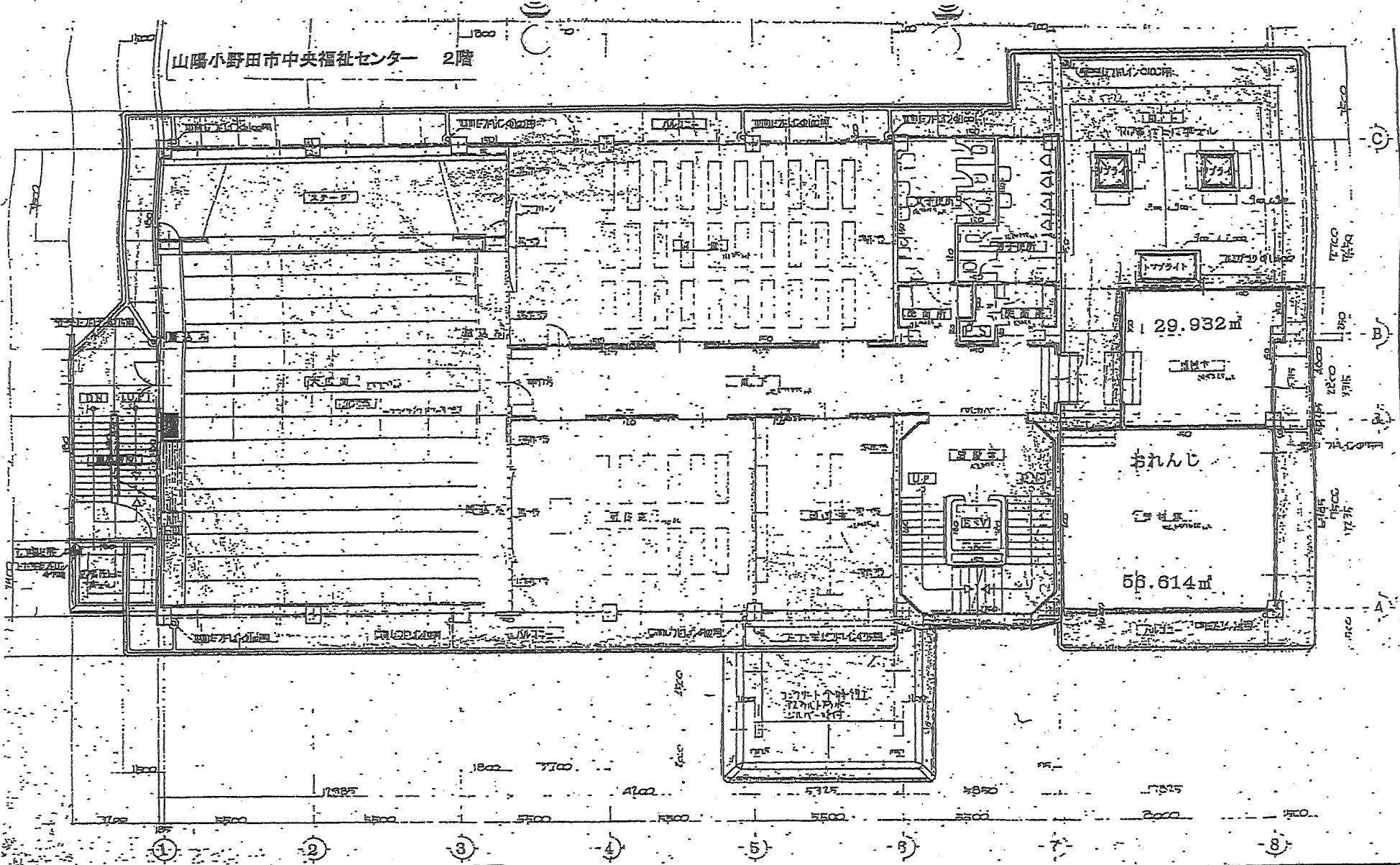
図番 8

設計者 藤原・山下設計事務所

〒747-0001 山陽小野田市中央2丁目22番 TEL 083-872-1100

代表取締役 藤原 賢一 建築士 藤原 賢一 建築士 藤原 賢一 建築士

山陽小野田市中央福祉センター 2階



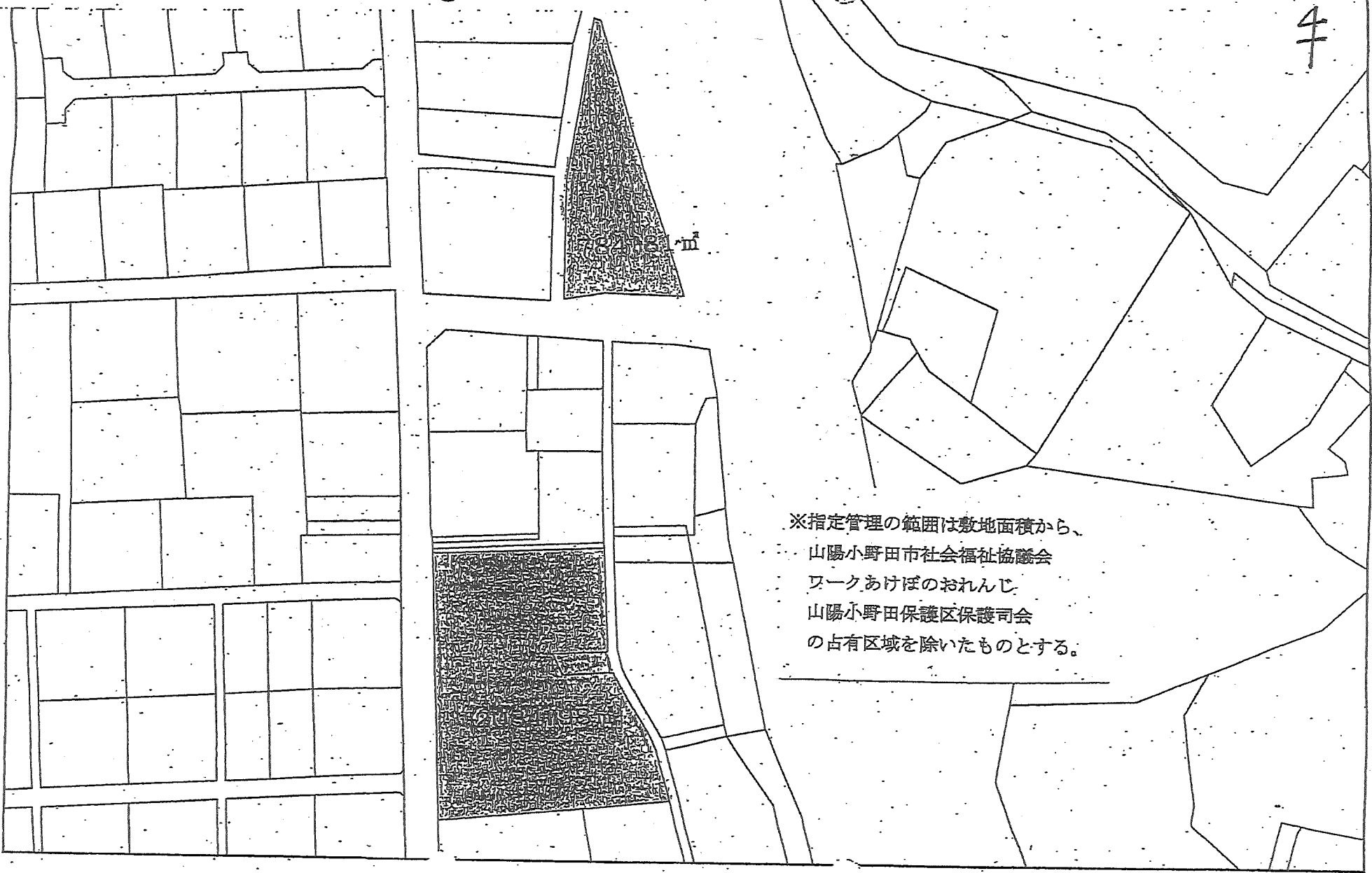
99

①
 ②
 ③
 ④
 ⑤
 ⑥
 ⑦
 ⑧

小野田市福祉センター新築工事設計図		
2階平面図	縮尺 1/100	図番 9
藤原山下設計事務所 TEL: 0853-711111 FAX: 0853-711112 〒747-0211 山陽小野田市下野田 藤原山下設計事務所		

山陽小野田市中央福祉センター敷地

総敷地面積2869.79㎡



※指定管理の範囲は敷地面積から、
山陽小野田市社会福祉協議会
ワークあけぼのおれんじ
山陽小野田保護区保護司会
の占有区域を除いたものとする。

山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市本山児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3. 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,524,000円
平成30年度	金6,524,000円
平成31年度	金6,524,000円
平成32年度	金6,524,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうへ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

- 1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務
 - (1) 健全な遊びを通じ、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
 - (2) 児童の健全育成に関すること。
 - (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
 - (4) 児童の各種の相談に関すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

- 2 児童館の施設の維持管理に関する業務
 - (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
 - (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
 - (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

- 3 その他
 - (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
 - (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
 - (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市赤崎児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,441,000円
平成30年度	金6,441,000円
平成31年度	金6,441,000円
平成32年度	金6,441,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

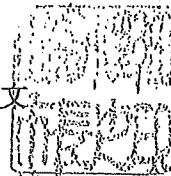
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由に よる 事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市須恵児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,580,000円
平成30年度	金6,580,000円
平成31年度	金6,580,000円
平成32年度	金6,580,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2. 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

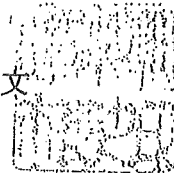
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

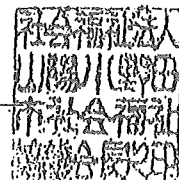
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

- 1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務
 - (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
 - (2) 児童の健全育成に関すること。
 - (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
 - (4) 児童の各種の相談に関すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

- 2 児童館の施設の維持管理に関する業務
 - (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
 - (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
 - (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

- 3 その他
 - (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
 - (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
 - (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理由に よる事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市小野田児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
 - (2) 児童館の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
- 2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

- 2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

- 2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,631,000円
平成30年度	金6,631,000円
平成31年度	金6,631,000円
平成32年度	金6,631,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

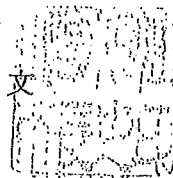
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

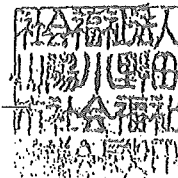
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	入件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由に よる 事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することとします。

山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高泊児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,573,000円
平成30年度	金6,573,000円
平成31年度	金6,573,000円
平成32年度	金6,573,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周辺地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的・理由に よる事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力、	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1. 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2. 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高千帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2）児童館の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,228,000円
平成30年度	金6,228,000円
平成31年度	金6,228,000円
平成32年度	金6,228,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、-実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

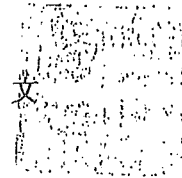
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

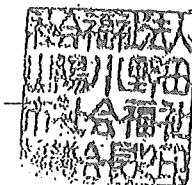
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由に よる 事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市有帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,480,000円
平成30年度	金6,480,000円
平成31年度	金6,480,000円
平成32年度	金6,480,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

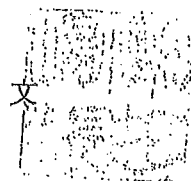
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	入件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,524,000円
平成30年度	金6,524,000円
平成31年度	金6,524,000円
平成32年度	金6,524,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,405,000円
平成30年度	金6,405,000円
平成31年度	金6,464,000円
平成32年度	金6,524,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,441,000円
平成30年度	金6,441,000円
平成31年度	金6,441,000円
平成32年度	金6,441,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,324,000円
平成30年度	金6,324,000円
平成31年度	金6,383,000円
平成32年度	金6,441,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,580,000円
平成30年度	金6,580,000円
平成31年度	金6,580,000円
平成32年度	金6,580,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,460,000円
平成30年度	金6,460,000円
平成31年度	金6,520,000円
平成32年度	金6,580,000円

」と

する。

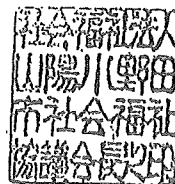
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,631,000円
平成30年度	金6,631,000円
平成31年度	金6,631,000円
平成32年度	金6,631,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,511,000円
平成30年度	金6,511,000円
平成31年度	金6,571,000円
平成32年度	金6,631,000円

」と

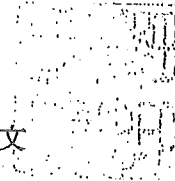
する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲. 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文



乙. 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田 純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,573,000円
平成30年度	金6,573,000円
平成31年度	金6,573,000円
平成32年度	金6,573,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,454,000円
平成30年度	金6,454,000円
平成31年度	金6,513,000円
平成32年度	金6,573,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市(以下「甲」という。)と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定(以下「原協定」という。)の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,228,000円
平成30年度	金6,228,000円
平成31年度	金6,228,000円
平成32年度	金6,228,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,114,000円
平成30年度	金6,114,000円
平成31年度	金6,171,000円
平成32年度	金6,228,000円

」と

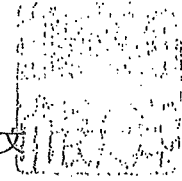
する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,480,000円
平成30年度	金6,480,000円
平成31年度	金6,480,000円
平成32年度	金6,480,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,362,000円
平成30年度	金6,362,000円
平成31年度	金6,421,000円
平成32年度	金6,480,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田 純



収 入
印 紙

第 1 回 業 務 委 託 変 更 契 約 書

件 名 令和元年度児童クラブ保育業務委託

場 所 各児童クラブ

完 了
期 限 変更前
変更後

変更金額 既定委託代金額を
83,442,000 円を 84,456,975 円とし
1,014,975 円 増額 する
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

契約保証金 免 除

仕様変更 なし

変更業務内容 年度途中の児童退所、土曜日利用の児童数の減等による人件費の減額及び新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等による人件費等の増額による。

その他事項

平成31年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部を変更する契約を締結する。

この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに保有する。

令和2年3月31日

甲

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙

所在地 山口県山陽小野田市千代町一丁目2-28
氏名・名称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
及び代表者 会長 森 田 純 一

令和元年度 児童クラブ収支

(単位:円)

	予算額	決算額	増 減
収入			
受託金収入	83,442,000	83,442,000	0
収入計…①	83,442,000	83,442,000	0
支出			
人件費支出	76,556,000	77,570,975	△ 1,014,975
職員給料	17,648,000	17,793,746	△ 145,746
職員賞与	3,372,000	3,353,353	18,647
非常勤職員給与	51,852,000	52,795,677	△ 943,677
法定福利費	3,684,000	3,628,199	55,801
事業費・事務費支出	6,886,000	6,886,000	0
支出計…②	83,442,000	84,456,975	△ 1,014,975
			0
収支差額…①-②	0	△ 1,014,975	1,014,975

3月分 非常勤職員賃金 (長期休暇対応)	6,443,645	
3月分 非常勤職員賃金 (通常対応)	4,342,667	
差 額	2,100,978	…③

3月分 厚生員時間外賃金 (長期休暇対応)	248,195	
3月分 厚生員時間外賃金 (通常対応)	159,907	
差 額	88,288	…④

マスク、アルコール除菌液・シート、体温計、スプレー容器等	69,344	…⑤
------------------------------	--------	----

③+④	2,258,610	
-----	-----------	--

収入印紙	第1回業務委託変更契約書	
件名	令和元年度児童クラブ保育業務委託	
場所	第二厚狭児童クラブ	
完了期限	変更前 変更後	
変更金額	既定委託代金額を 7,901,000 円を 7,952,240 円とし 51,240 円 増額 する (うち消費税及び地方消費税の額 円)	
契約保証金	免除	
仕様変更	なし	
変更業務内容	開所日数減による減額、賃借料増による増額及び新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等による人件費の増額による。	
その他事項		
<p>平成31年4月1日に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部を変更する契約を締結する。 この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに保有する。</p> <p>令和2年3月31日</p> <p>甲 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤田剛</p> <p>乙 所在地 山口県山陽小野田市大字厚狭1031-1 氏名・名称 社会福祉法人 真珠保育園 及び代表者 理事長 有馬 璨 雄</p>		

第二児童クラブ 令和元年度 収支決算（見込み）

収 入

科 目	金 額	備 考
市委託費	7,901,000	
その他	647,553	
繰越金	267,683	真珠保育園より負担
合計	8,816,236	

支 出

人件費	4,100,200	放課後支援員等賃金
共済費	245,581	法定福利費
消耗品費	279,706	
光熱水費	247,598	
修繕費	224,400	駐車場整備
通信費	33,161	
手数料	8,680	
使用料及び賃借料	2,827,198	土地・建物等
研修費	4,000	
給食費	682,412	おやつ代
雑費	18,100	香典他
備品購入費	145,200	パソコン
	8,816,236	

3/2～26 人件費超過分

197,240 円

38. 5年間の制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額

(単位:千円)

	融資実績(件数/金額)		返済額	未収発生額
平成27年度	17	122,260	135,419	5,077
平成28年度	17	129,900	112,592	0
平成29年度	15	93,300	111,528	0
平成30年度	24	145,750	127,570	0
令和元年度	25	166,140	115,394	0

(農業従事者数)

◎農家数

(単位:戸数)

年	市町名	総農家数	専業別農家数 (販売農家)				自給的農家	経営耕地規模別農家数 (販売農家)					
			専業	兼業				0.5ha未満	0.5ha～1.0ha	1.0ha～1.5ha	1.5ha～2.0ha	2.0ha～3.0ha	3.0ha以上
				計	第1種	第2種							
2015	山陽小野田市	913	188	293	36	257	432	107	198	83	36	24	33
2010	山陽小野田市	1,197	218	448	30	418	531	157	294	115	40	23	37
増減数	計	-284	-30	-155	6	-161	-99	-50	-96	-32	-4	1	-4

※1 「2010年世界農林業センサス」、「2015年農林業センサス」のデータを使用したものです。

※2 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯か、10a未満であるときは、農業生産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯です。

※3 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、又は30a未満で年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

※4 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

※5 「専業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者が一人もいない農家をいいます。

※6 「兼業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者がいる農家をいい、家として農業と兼業のいずれの所得が主であるかにより、第1種兼業農家(農業が主)と第2種兼業農家(兼業が主)に区分しています。

資料NO.39

耕地面積及び耕作放棄地面積

単位:ha

年度	耕地面積	耕作放棄地面積
H27	1,440	257
H28	1,440	268
H29	1,430	275
H30	1,420	289
R01	1,390	298

No.40

陸揚金額及び組合員数(漁港別)

H27

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	41	25	5	30	20
高泊	9	21	32	53	5
梶	3	13	17	30	10
埴生	68	23	7	30	24
計	121	82	61	143	59

H28

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	47	22	5	27	20
高泊	2	15	23	38	5
梶	4	11	16	27	9
埴生	61	22	8	30	23
計	114	70	52	122	57

H29

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	64	22	5	27	20
高泊	4	13	23	36	4
梶	4	11	16	27	9
埴生	55	22	8	30	23
計	127	68	52	120	56

H30

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	63	20	5	25	20
高泊	8	13	22	35	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	45	19	9	28	20
計	120	62	53	115	53

H31

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	65	19	5	24	19
高泊	8	18	31	49	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	35	18	9	27	19
計	112	65	62	127	51

県事業負担金(平成27～令和元年度)実績<工事別>

(単位:円)

事業名	地区名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
海岸保全施設整備事業	松屋埴生	5,000,000	5,000,000	2,340,000	2,832,000	5,000,000
〃	黒崎開作	2,000,000	4,903,000	2,300,000	5,200,000	10,599,000
農村地域防災減災事業ため池整備事業洗川地区	洗川					10,644,760
農地耕作条件改善事業	後潟上			7,440,000	960,000	6,000,000
経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	後潟上	22,656,000	28,920,000	3,960,000	1,860,000	1,800,000
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	王喜東		37,804	1,111,080	1,111,200	7,084,440
基幹水利施設ストックマネジメント事業	高千帆他	24,084,000	34,812,500	45,443,500	32,895,000	1,575,000
県営基盤整備促進事業	赤川	278,000	1,960,000			
合計		54,018,000	75,633,304	62,594,580	44,858,200	42,703,200

41. 工事別県事業負担金(5年間)(土木課)

山陽小野田市

単位：円

年度	H27	H28	H29	H30	R1	計	備考
費目							
土木総務費	3,180,816	4,168,800	2,197,584	4,499,856	12,254,770	26,301,826	
道路橋りょう費	18,574,093	8,092,619	7,897,540	13,357,563	7,897,591	55,819,406	
河川費	5,704,020	1,608,984	1,431,216	2,673,540	1,170,288	12,588,048	
港湾費	13,968,234	13,818,600	19,266,930	24,452,658	19,240,400	90,746,822	
本港地区埠頭用地 造成事業負担金	20,209,381	20,802,564	14,832,486	16,562,724	16,351,924	88,759,079	
計	61,636,544	48,491,567	45,625,756	61,546,341	56,914,973	274,215,181	

41. 5年間の県事業負担金(都市計画街路整備事業)

(円)

県事業負担金	年度	H27	H28	H29	H30	R1
	金額	9,997,528	11,495,025	18,930,636	33,175,025	19,900,011

42. 市内バス路線の利用状況及び補助金額

	利用人数(人)	補助金額(千円)
令和元年度(H30.10.1~R1.9.30)	802,410	131,769

※バスの事業年度は、10月1日から9月30日まで。

小規模土地改良事業（平成27～令和元年度）実績

（単位：円）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
申請件数	13	13	4	16	6
実施件数	11	16	10	20	10
継続事業	2	1	5	5	5
取下げ	1	2	2	2	1
工事費（円）	13,090,316	12,670,640	13,255,099	26,675,806	12,999,920
補助金額（円）	8,543,000	8,384,000	8,455,000	17,379,000	8,434,000
地元負担額（円）	4,547,316	4,286,640	4,800,099	9,296,806	4,565,920
繰越件数	26	22	19	18	14

44. 小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)(土木課)

年度	申請件数	実施件数	工事額(円)	助成額(円)
H27	59件	74件	53,132,278	41,321,000
H28	33件	42件	49,995,915	38,101,000
H29	49件	63件	38,428,567	32,536,000
H30	43件	54件	36,193,621	26,625,000
R1	56件	42件	24,248,240	16,897,000

45. 有帆緑地開所以来の借入金返済状況

年 度	償還額(円)
H13	66,918,400
H14	124,707,200
H15	182,684,352
H16	179,215,196
H17	175,746,040
H18	172,276,882
H19	168,807,724
H20	165,338,568
H21	161,869,411
H22	158,400,255
H23	154,931,097
H24	151,461,940
H25	147,992,784
H26	144,523,628
H27	141,054,488
H28	137,215,568
H29	133,756,696
H30	130,297,821
R1	126,838,947
R2	123,380,136
合計	2,947,417,133

R元年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

46 市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)

住宅戸数

(単位:戸)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
戸数計	1,464	1,463	1,463	1,460	1,454

水洗化実施数

(単位:戸)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水洗化実施戸数	0	0	0	0	0
水洗化完了戸数	945	945	945	945	945

小野田地区 672戸

山陽地区 273戸

47 市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)

(単位:円)

内 訳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収納額	196,923,151	195,991,412	187,610,120	184,855,900	176,998,912
滞納額	15,253,191	14,646,379	15,692,559	17,153,159	19,443,447

48 市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数(令和元年度)

※「申込者数」「入居件数」「退去件数」いずれも元年度中の数字。申し込みから入居まで年度をまたぐケースがあるため、「申込者数」<「入居件数」の団地もある。

※「空き戸数」は令和2年3月31日現在

団地名	申込者数	入居件数	退去件数	空き戸数
1 本山	1	1	7	20
2 赤崎	0	0	0	4
3 古開作第二	39	7	12	41
4 古開作	3	2	5	30
5 古開作第一			1	8
6 港	8	2	6	11
7 叶松	0	0	4	79
8 南中川第二			0	10
9 南中川山手	1	1	0	2
10 神帆	10	1	5	6
11 平原	7	2	5	67
12 有帆	5	4	11	56
小野田地区計	74	20	56	334
13 西善寺	2	0	0	8
14 成松	0	0	0	1
15 萩原	0	0	2	45
16 南萩原	3	2	4	9
17 石丸	0	0	1	13
18 厚陽	0	0	2	11
19 大河内	3	2	4	21
20 漁民アパート			2	14
21 大喜園			0	6
22 吉田地			2	6
23 前場	2	1	2	5
山陽地区計	10	5	19	139
市合計	84	25	75	473

49. 5年間の有料公園施設別の利用状況及び収入額

(人)・(円)

有料公園施設名称		H27	H28	H29	H30	R1
浜河内緑地庭球場	利用人数	3,017	3,036	2,806	2,411	3,279
	収入額	514,250	586,200	457,200	399,350	534,850
須恵健康公園庭球場	利用人数	5,566	6,040	7,608	6,473	5,315
	収入額	752,750	877,050	910,200	842,000	557,300
東沖緑地庭球場	利用人数	3,535	2,820	2,888	2,770	3,119
	収入額	469,350	356,700	384,100	359,750	384,450
江汐公園庭球場	利用人数	6,308	6,016	5,745	5,920	6,762
	収入額	1,694,520	1,810,740	1,741,670	1,675,560	1,841,910
須恵コミュニティ体育館	利用人数	9,705	10,822	10,381	9,523	8,163
	収入額	608,820	638,240	649,000	666,700	656,100
竜王山公園オートキャンプ場	利用人数	35,266	30,878	35,260	32,705	38,431
	収入額	11,246,990	10,045,931	10,620,240	10,939,100	15,379,965
江汐公園キャンプ場	利用人数	950	723	1,063	835	1,179
	収入額	164,600	130,925	186,200	148,350	221,905

50. 5年間の公園維持管理料委託料

(円)

公園管理委託料	年度	H27	H28	H29	H30	R1
	金額	21,350,308	25,173,118	10,585,438	11,412,928	10,953,519

51 下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額（5年間）

（下水道課）

（単位：円、％）

年度	調定額			収入額			滞納額			収納率		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
平成27年度	591,965,670	28,127,821	620,093,491	587,098,892	8,022,178	595,121,070	4,866,778	20,105,643	24,972,421	99.18	28.52	95.97
平成28年度	600,510,474	17,826,062	618,336,536	596,035,190	5,454,340	601,489,530	4,475,284	12,371,722	16,847,006	99.25	30.60	97.28
平成29年度	613,714,269	14,115,572	627,829,841	609,499,277	4,656,812	614,156,089	4,214,992	9,458,760	13,673,752	99.31	32.99	97.82
平成30年度	671,979,180	11,881,055	683,860,235	561,251,772	4,826,521	566,078,293	110,727,408	7,054,534	117,781,942	83.52	40.62	82.78
令和1年度	626,096,467	116,705,482	742,801,949	510,397,096	110,972,955	621,370,051	115,699,371	5,732,527	121,431,898	81.52	95.09	83.65

52. 港湾施設利用料状況(利用料、面積・5年間)(土木課)

小野田港野積場使用料

年度	使用者	野積場使用料(円)	面積(m ²)	備考
H27	7社	14,534,900	10,123	H27年11月、H28年2月 各1社増
H28	7社	14,688,010	10,123	
H29	7社	14,697,730	10,123	
H30	7社	14,742,030	10,123	
R1	7社	15,035,270	10,123	

共英製鋼株式会社

富士商株式会社

桜山産業株式会社

共立株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社

中国電力株式会社

株式会社エネギア・コミュニケーションズ

R元年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

53 住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)

(一般住宅リフォーム)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成件数(件)	174	181	177
助成金額(円)	9,850,000	9,920,000	10,000,000

54 木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)

(単位:件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
耐震診断補助	18	9	14
耐震改修補助	1	0	0

55 工場設置奨励金の利用実績(3年分)

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
平成29年度	5	32,824
平成30年度	6	6,850
令和元年度	6	99,198

R元年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)

市営住宅団地別修繕料(単位:円)

No.	団地名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
1	本山	2,720,342	2,295,494	1,490,515	1,534,689	559,620
2	赤崎	23,436	193,784	552,068	0	94,286
3	古開作第二	6,090,275	5,322,145	4,452,697	7,003,915	6,444,092
4	古開作	2,618,173	2,786,365	2,167,912	4,371,698	874,634
5	古開作第一	0	20,520	0	0	20,628
6	港	1,644,763	1,651,505	1,631,735	670,626	1,066,395
7	叶松	929,264	1,006,344	1,119,571	1,728,594	685,832
8	南中川第二	0	0	0	97,200	0
9	南中川山手	316,800	357,761	594,000	128,952	107,568
10	神帆	390,796	516,726	369,468	882,694	1,300,862
11	平原	396,886	738,185	310,492	325,944	292,229
12	有帆	903,503	1,304,293	1,009,152	2,150,592	1,463,556
13	西善寺	538,121	228,642	237,456	631,492	664,831
14	成松	12,528	7,128	0	0	44,770
15	萩原	699,888	1,105,163	1,467,644	1,102,424	790,649
16	南萩原	931,071	325,490	979,997	834,273	790,042
17	石丸	263,952	749,451	187,920	99,435	159,908
18	厚陽	1,273,536	262,461	269,104	785,139	333,300
19	大河内	2,116,917	704,720	1,370,489	1,036,326	1,306,097
20	漁民アパート	61,560	0	0	259,632	32,406
21	大喜園	21,600	0	0	60,480	0
22	吉田地	0	361,320	14,040	0	0
23	前場	862,780	600,631	2,413,448	1,125,554	997,844
					0	0
	その他	62,856	54,787	72,116	46,768	43,280
	合計	22,879,047	20,592,915	20,709,824	24,876,427	18,072,829

57. 令和元年度一般会計における修繕料(50万円以上)

(単位:円)

所属	款-項目	節-細節	修繕内容	金額
地域活性化室	02-01-01	11-06修繕料	地域おこし協力隊宿舍改修工事	723,360
情報管理課	02-01-04	11-06修繕料	情報管理課 空調機修理	518,400
	02-01-04	11-06修繕料	イントラケーブル移設業務(山陽町86号柱撤去)	530,280
	02-01-04	11-06修繕料	イントラケーブル移設業務(E幹線24号他)	628,100
	02-01-04	11-06修繕料	イントラケーブル移設業務(南校1号他5本)	500,500
文化スポーツ推進課 (旧所属:シティセールス課)	02-01-23	11-06修繕料	市民館 体育ホール屋上防水補修工事	993,600
文化スポーツ推進課 (旧所属:文化振興課)	02-01-24	11-06修繕料	文化会館 舞台機構設備リミットスイッチ取替修繕	1,683,000
	02-01-24	11-06修繕料	文化会館 中央監視装置更新等工事	8,228,000
文化スポーツ推進課 (旧所属:スポーツ振興課)	02-01-27	11-06修繕料	市民体育館雨漏り修繕	946,000
社会福祉課	03-01-06	11-06修繕料	本山福祉会館温水ボイラー熱交換器交換修理	514,800
	03-01-06	11-06修繕料	中央福祉センター自動ドア式取替	770,000
環境課	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 排ガス分析測定器整備業務	4,279,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 脱臭装置整備業務	3,630,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター ろ過式集じん器整備	8,305,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 空気圧縮機整備	1,188,000
	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 2号誘引送風機緊急修理	3,135,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 破碎機B・C号機分解整備	3,510,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 加圧水循環ポンプB号機改修	3,217,500
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 夾雑物除去装置分解整備	3,355,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 浮上分離槽上部集泥装置改修	1,309,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 浮上分離槽集泥装置減速機修繕	1,625,800
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 汚泥脱水機定期整備	5,390,000
	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 電気チェーンブロック2号機取替修繕	1,265,000
商工労働課	05-01-01	11-06修繕料	雇用能力開発支援センター防水補修工事	756,000
農林水産課	06-03-01	11-06修繕料	西の浜排水機場非常用発電機蓄電池修繕	700,920
土木課	08-02-03	11-06修繕料	小野田橋ガス燈修繕	2,268,000
	08-02-03	11-06修繕料	山陽小野田市内一円舗装補修	14,161,744
	08-03-01	11-06修繕料	六の割ポンプ場修繕	901,800
	08-03-01	11-06修繕料	六の割ポンプ場1号ポンプ修繕	1,067,000
建築住宅課	08-06-01	11-06修繕料	大河内団地汚水処理施設 曝気ブローア取替	533,196
	08-06-01	11-06修繕料	古開作第二団地H-2棟 連結送水管改修工事	879,901
学校教育課	10-02-02	11-06修繕料	教員用ファイルサーバー修繕業務	1,917,410
	10-03-01	11-06修繕料	厚狭中学校教室棟1、2階便所天井修繕工事	841,500
中央公民館	10-05-02	11-06修繕料	本山コミュニティ体育館 浄化槽ブローポンプ修理	604,800
社会教育課	10-05-05	11-06修繕料	きらら交流館 オゾン発生装置電極部オーバーホール	902,556
学校給食センター	10-06-02	11-06修繕料	学校給食センター厨房機器点検整備業務	1,778,000
	10-06-02	11-06修繕料	学校給食センターシューズ殺菌庫オゾンランプ取替業務	858,000
総計				84,416,167

58. 市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料

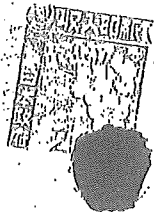
(単位:円)

所属名	イベント名等	委託先	委託料	
市民活動推進課 (旧所属:市民生活課)	「ヒューマンフェスタさんようおのだ2019」音響技術委託料	有限会社エフェクト	27,500	
文化スポーツ推進課 (旧所属:文化振興課)	「山響サマーコンサート」実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	8,000	
	「山響サマーコンサート」指揮者招聘委託料	山口県交響楽団	400,000	
	かるた教室開催業務委託料	山陽小野田かるた協会	180,000	
	「第25回ピアノマラソン大会」実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	51,000	
	「第25回ピアノマラソン大会」照明管理費	有限会社エフェクト	81,000	
	市民文化祭展示パネル等搬入及び撤去作業	株式会社晃栄	71,500	
	「第13回やまぐち少年少女合唱祭in山陽小野田」ポスター等広報物作成業務	有限会社原印刷所	138,600	
	「第13回やまぐち少年少女合唱祭in山陽小野田」音響照明費	有限会社エフェクト	154,000	
	「第13回やまぐち少年少女合唱祭in山陽小野田」実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	12,000	
	「さんようおのだ演芸会」販促物作成業務	ケングラフィックス	61,314	
	「さんようおのだ演芸会」実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	11,000	
	「さんようおのだ演芸会」音響照明費	有限会社エフェクト	55,000	
	「さんようおのだ演芸会」公演業務委託料	公益財団法人日本青少年文化センター	1,700,000	
	子ども文化ふれあい事業に係る公演業務委託料	Henry Andre		500,000
		ピアノ伴奏者		200,000
	子ども文化ふれあい事業に係る送迎業務委託	株式会社船鉄観光旅行社		619,920
子ども文化ふれあい事業に係る実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会		7,000	
文化スポーツ推進課 (旧所属:スポーツ振興課)	市民ふれあいスポーツ大会委託料	市民ふれあいスポーツ大会実行委員会	168,636	
	市民マラソン大会実行委員会委託料	山陽小野田市民マラソン大会実行委員会	115,967	
文化スポーツ推進課 (旧所属:シティセールス課)	レノファ山口パートナーシップ事業業務委託料	株式会社レノファ山口	600,000	
子育て支援課	ベビスマフェスタに係るバルーンアート及び風船配布業務委託	有限会社アシスト	45,100	

5 9 借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書

名称	部署
津布田保育園	子育て支援課
下津保育園	子育て支援課
漁民アパート	農林水産課
J R小野田駅前駐輪場	都市計画課
大喜園団地	建築住宅課
厚陽団地入居者用駐車場用地	建築住宅課
津布田小学校 管理普通特別教室棟・運動場・プール	教育総務課
埴生小学校・埴生幼稚園駐車場用地	教育総務課
厚陽公民館用地	社会教育課

*契約書のうち一部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報及び法人に関する情報であって公開することにより当該法人に不利益を与えると認められる情報のため部分公開とします。



土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) の間において、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。
(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。) を乙に賃貸する。

(1) 所在地 山陽小野田市大字津布田字迫田 1066番1
1066番3
1058番4

(2) 地目 宅地

(3) 地積 1,091.11 m²

(使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を運動場及び自動車保管場所として使用するものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(賃借料の支払)

第4条 物件の賃貸借料は、223,894円とする。

2 乙は、前項の賃借料を契約期間満了後速やかに甲に支払うものとする。

(賃貸料の改定)

第5条 甲は、土地の価格の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃貸料の改定を請求することができる。

(転貸の禁止等)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第7条 乙は、この物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求

しないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、第6条の規定に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は、2ヶ月前に通知し、自己の負担で原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約費用)

第9条 この契約に要する費用（印紙税を除く。）については、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第10条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成31年4月1日

甲

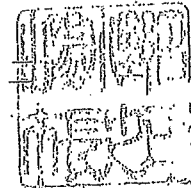
[Redacted signature]

[Redacted signature]

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛



土地使用貸借契約書

賃貸人 ████████ (以下「甲」という) と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という) の間において、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

(借用物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という) を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡 1997 番地 1
- (2) 地積 1998.5 m² (うち 453 m²)

(使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を駐車場として使用するものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(賃借料)

第4条 物件の賃借料は無償とする。

(転貸の禁止等)

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第6条 乙は、この物件を善良な管理者の注意を持って維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、第5条の規定に違反した場合には、いつでもこの契約を解除することができる。

(定めのない事項)

第8条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記号押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

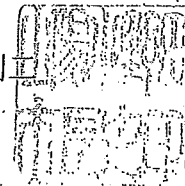
平成31年4月1日

甲

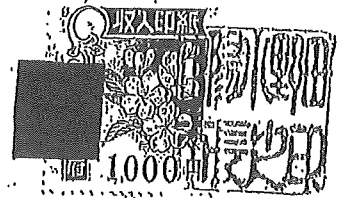
[Redacted signature area]

乙

山陽小野田市日の出1丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛



土地賃貸借契約書



賃貸人 [redacted] (以下「甲」という。)と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借について契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

(1) 所在地

土地の表示	地積
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947-1	2,415.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 946-4	2,098.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947-2	5,178.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945-2	52.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945-13	62.0 m ²

(2) 地目 宅地

(3) 地積 9,805.0 m²

第2条 乙は、賃貸物件を漁民アパート用地として使用するものとする。

第3条 物件の貸借の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

第4条 物件の賃貸借料は、年額618,420円 (生産者米価により算定した額)とする。但し、この賃貸借料は、当該年度の固定資産税額を下回らない額とする。

2 乙は、前項の賃借料を平成30年12月10日までに甲に支払うものとする。

第5条 甲は、生産者米価の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃借料の改定を請求することができる。

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第7条 乙は、物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 3ヶ月以上賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合には、2ヶ月前に通知し、甲・乙立会いのうえ地上物件を乙の費用によって取り除き返還するものとする。

第9条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

第10条 この契約に関し、疑義が生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

賃貸人(甲)

[Redacted signature]

[Redacted signature]

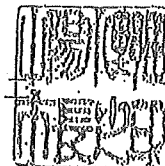
[Redacted signature]

賃借人(乙)

山陽小野田市

山陽小野田市長

藤田剛



西日本開山口事第 190053 号
2019 年 7 月 26 日



土地賃貸借更新契約書

JR西日本不動産開発株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の賃貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

【更新する契約物件の表示】

- | | |
|----------|--|
| 1. 原契約番号 | 西日本開山口事第 140284 号（平成 27 年 1 月 13 日付） |
| 2. 土地の表示 | |
| 所在地 | 山口県山陽小野田市大字東高泊字東一ノ割 1723 番 1 の一部
山陽本線小野田駅構内 |
| 数量 | 土地 275.39 m ² |
| 3. 土地の用途 | 更地使用 |
| 4. 使用目的 | 自転車置場敷 |
| 5. 賃料 | 年額金 810,000 円（非課税） |
| 6. 敷金 | 金 0 円 |
| 7. 既納敷金 | 金 0 円 |

（契約期間）

第2条 契約期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。

（苦情処理）

第3条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

（敷金）

第4条 乙が原契約（原契約前の同一契約含む。）において甲に差し入れた敷金は、本契約における全部又は一部の担保として契約更新後も引き続き、同一の条件で本契約を担保するものとする。

（連帯保証人）

第5条 連帯保証人は、原契約と同様、乙の一切の債務を保証し、乙と連帯して債務の履行の責を負うものとする。

(反社会的勢力)

- 第6条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも遵守させる義務を負うものとする。
 - 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
 - 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
 - 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。
 - 6 前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(原契約の遵守)

第7条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、甲乙おのおのが記名押印して、各自その1通を保有する。

2019年4月1日

甲 山口県山口市小郡高砂町2番11号 新山口ビル2F
JR西日本不動産開発株式会社
山口用地事務所 所長 松本 実

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛二

印



大喜園団地貸貸人②

土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字植生字片山232番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 791.99㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額279,254円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を更改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。

この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会いのうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

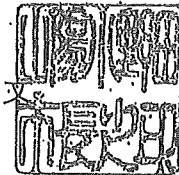
平成28年4月1日

賃貸人 住所
氏名

[Redacted]

賃借人

山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博



土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡字一ノ沖部3750番1
- (2) 地目 雑種地
- (3) 地積 508㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を自動車保管場所として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額66,000円とする。

2 賃借人は、前項の賃借料を平成32年4月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 賃借料の納入を怠ったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。

第8条 この契約に要する費用(印紙税は除く。)は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

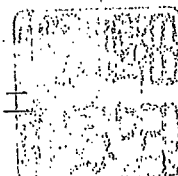
平成31年4月1日

貸貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

貸借人

山口県山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 士





土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番

地目 学校用地

地積 2,123㎡(実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額273,430円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成32年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2. 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2. 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲(賃貸人)

乙(賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



土地賃貸借契約書

賃貸人 _____ (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1034番

地目 雑種地

地積 1,581㎡ (実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額203,620円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成32年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲(貸貸人)

乙(賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1030番

地目 雑種地

地積 452㎡(実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額58,220円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成32年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「本件土地」という。) を埴生小学校及び埴生幼稚園の駐車場用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字埴生975番7

地目 宅地

地積 434.93㎡

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額112,387円とし、乙は平成32年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2. 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算 (10円未満の端数切捨て。) によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

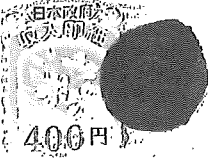
平成31年4月1日

甲(賃貸人)

乙(賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛三



土地賃貸借契約書

土地の賃貸借について、貸付人 (以下「甲」という。) と賃受人 山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地 (以下「本土地」という。) を乙貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在及び地番	地積	備考
山陽小野田市大字郡字浜 3225-1	1,638 m ²	
山陽小野田市大字郡字浜 3225-9	355 m ²	

(本土地の用途)

第2条 乙は、本土地を厚陽公民館の用途に供するものとする。

(貸付期間)

第3条 本土地の貸付期間 (以下「貸付期間」とする。) は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 貸付期間を延長しようとするときは、貸付期間が満了する日の30日前までに、乙は甲に対して書面で申し出るものとする。

(貸付料)

第4条 本土地の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、1年につき金261,512円とする。

(貸付料の支払)

第5条 甲は、契約を締結した日の月末までに乙に請求し、乙は請求があった日から30日以内に甲に支払うものとする。

(本土地の維持管理)

第6号 乙は、本土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、第1条に掲げる土地を使用するにあたり、他に損害を及ぼす恐れがあるときは、乙の責任においてこれを防止する義務を負うものとし、損害が発生したときは、これを賠償する責めを負うものとする。

(本土地の用途変更)

第7号 乙は、第2条に規定する本土地の用途 (以下「用途」という。) の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について特に支障がないときは、用途の変更を承諾するものとする

(本土地の転貸等)

第8条 乙は、本土地を第三者に転貸し、又はこの契約に定める乙の権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(本土地の現状変更)

第9条 乙は、本土地の現状を変更してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の継承等)

第10条 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を乙に請求することができない。

(本土地の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は乙が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、本土地を乙の負担において現状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記入押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲

乙 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛 二